

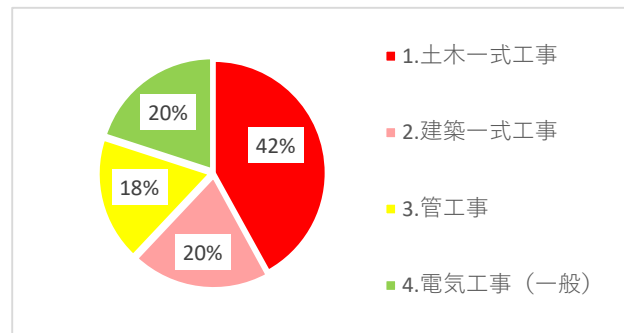
電子入札システム利用事業者への電子入札システムに関するアンケート結果

対象事業者数：99社 回答数：51社 回答率：51.5% （調査期間 R8.5.22～R8.5.29）

Q1 貴社の業種を選択してください。（複数可）

1.土木一式工事 2.建築一式工事 3.管工事 4.電気工事（一般）

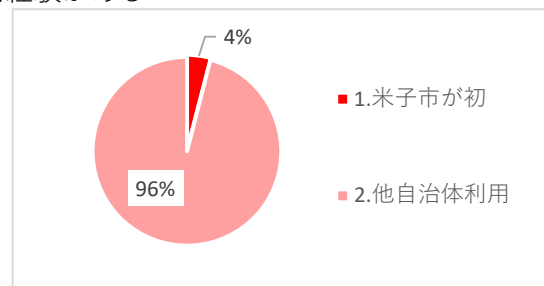
回 答	件数	割合
1.土木一式工事	29	42%
2.建築一式工事	13	20%
3.管工事	12	18%
4.電気工事（一般）	13	20%
合 計	67	100%



Q2 電子入札の利用経験について選択してください。

1.米子市の導入で初めて利用した 2.他自治体等で利用経験がある

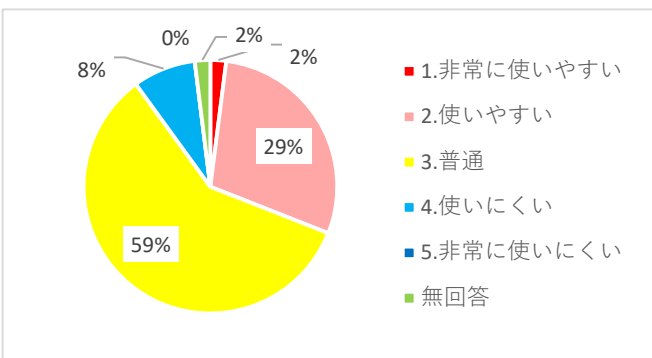
回 答	件数	割合
1.米子市が初	2	4%
2.他自治体利用	49	96%
合 計	51	100%



Q3 電子入札システムの操作性について、どのように感じましたか。

1.非常に使いやすい 2.使いやすい 3.普通 4.使いにくい 5.非常に使いにくい

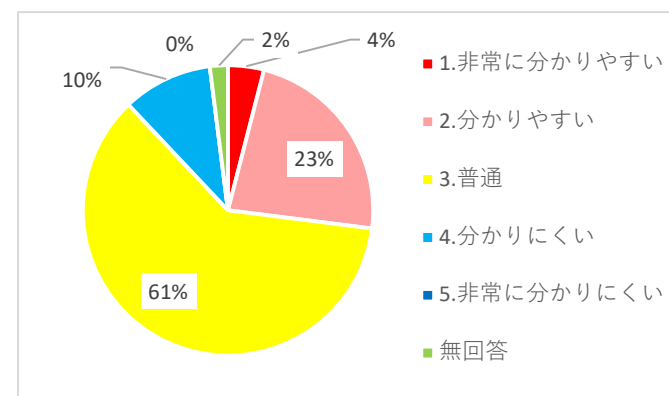
回 答	件数	割合
1.非常に使いやすい	1	2%
2.使いやすい	15	29%
3.普通	30	59%
4.使いにくい	4	8%
5.非常に使いにくい	0	0%
無回答	1	2%
合 計	51	100%



Q4 システムの画面構成や操作手順は分かりやすかったですか。

1.非常に分かりやすい 2.分かりやすい 3.普通 4.分かりにくい 5.非常に分かりにくい

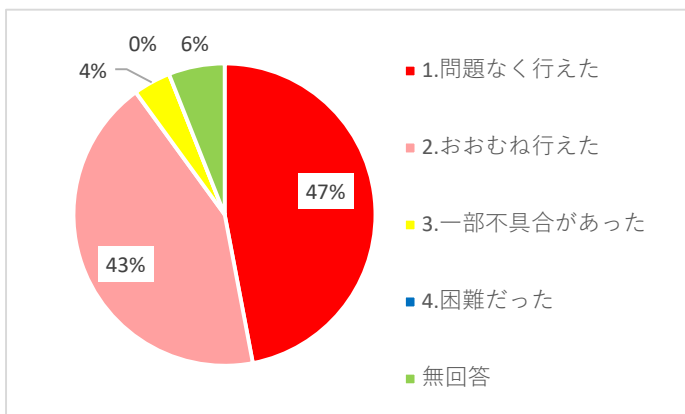
回 答	件数	割合
1.非常に分かりやすい	2	4%
2.分かりやすい	12	23%
3.普通	31	61%
4.分かりにくい	5	10%
5.非常に分かりにくい	0	0%
無回答	1	2%
合 計	51	100%



Q5 入札書提出や添付ファイル登録は円滑に行えましたか。

1.問題なく行えた 2.おおむね行えた 3.一部不具合があった 4.困難だった

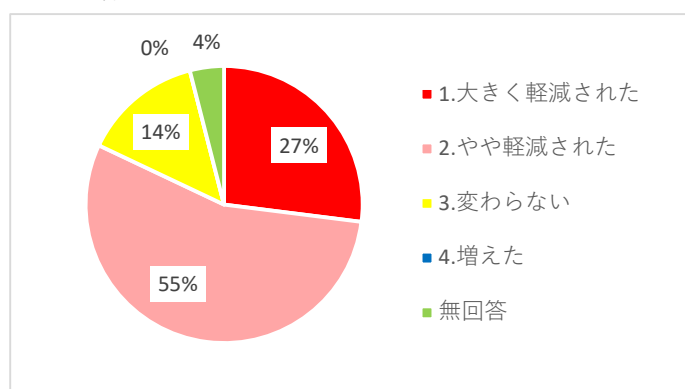
回 答	件数	割合
1.問題なく行えた	24	47%
2.おおむね行えた	22	43%
3.一部不具合があった	2	4%
4.困難だった	0	0%
無回答	3	6%
合 計	51	100%



Q6 電子入札導入により、事務負担は軽減されたと感じますか。

1.大きく軽減された 2.やや軽減された 3.変わらない 4.増えた

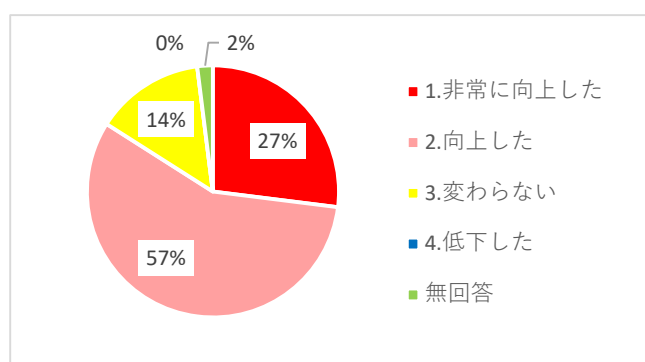
回 答	件数	割合
1.大きく軽減された	14	27%
2.やや軽減された	28	55%
3.変わらない	7	14%
4.増えた	0	0%
無回答	2	4%
合 計	51	100%



Q7 紙入札と比較して、利便性は向上したと感じますか。

1.非常に向上した 2.向上した 3.変わらない 4.低下した

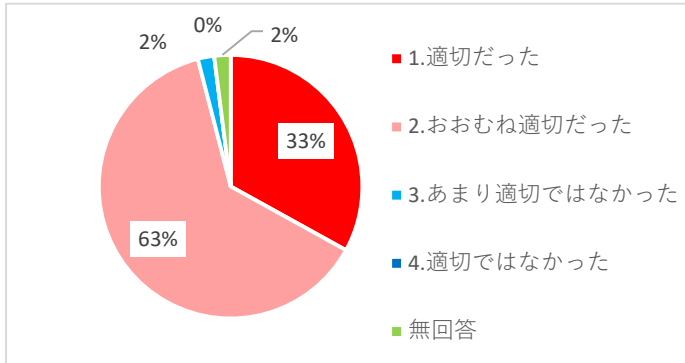
回 答	件数	割合
1.非常に向上した	14	27%
2.向上した	29	57%
3.変わらない	7	14%
4.低下した	0	0%
無回答	1	2%
合 計	51	100%



Q8 電子入札の導入時期や事前周知は適切でしたか。

1.適切だった 2.おおむね適切だった 3.あまり適切ではなかった 4.適切ではなかった

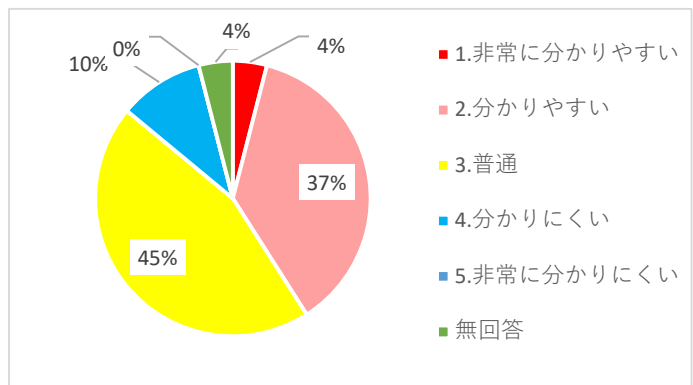
回 答	件数	割合
1.適切だった	17	33%
2.おおむね適切だった	32	63%
3.あまり適切ではなかった	1	2%
4.適切ではなかった	0	0%
無回答	1	2%
合 計	51	100%



Q9 マニュアルや説明資料は分かりやすかったですか。

1.非常に分かりやすい 2.分かりやすい 3.普通 4.分かりにくい 5.非常に分かりにくい

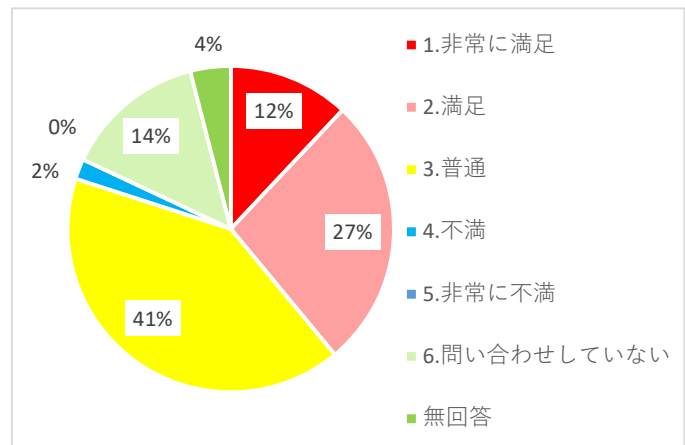
回 答	件数	割合
1.非常に分かりやすい	2	4%
2.分かりやすい	19	37%
3.普通	23	45%
4.分かりにくい	5	10%
5.非常に分かりにくい	0	0%
無回答	2	4%
合 計	51	100%



Q10問い合わせ対応について満足していますか。

1.非常に満足 2.満足 3.普通 4.不満 5.非常に不満 6.問い合わせしていない

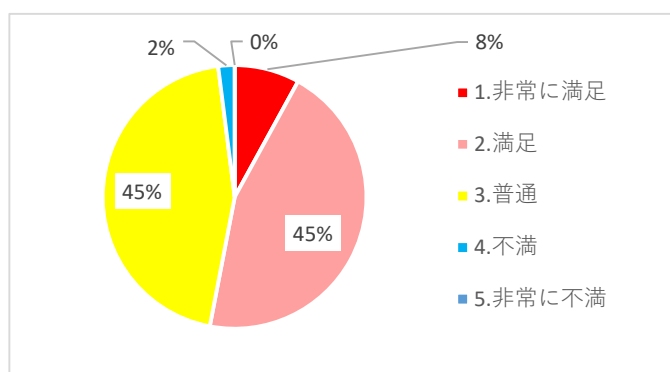
回 答	件数	割合
1.非常に満足	6	12%
2.満足	14	27%
3.普通	21	41%
4.不満	1	2%
5.非常に不満	0	0%
6.問い合わせしていない	7	14%
無回答	2	4%
合 計	51	100%



Q11 電子入札システム全体の満足度を教えてください。

1.非常に満足 2.満足 3.普通 4.不満 5.非常に不満

回 答	件数	割合
1.非常に満足	4	8%
2.満足	23	45%
3.普通	23	45%
4.不満	1	2%
5.非常に不満	0	0%
合 計	51	100%



平均

3.6

Q5 入札書提出や添付ファイル登録は円滑に行えましたか。

※「一部不具合があった」「困難だった」を選択した場合、内容をご記入ください。

No.	寄せられた意見	回答
1	添付ファイルの置いてある場所によっては添付できないことがあった。デスクトップに移動することで解決した。	
2	PDF資料を添付しようとしたのですが、ファイル容量の制限によりアップロードできなかった。	内訳書ファイルは複数ファイル、合計3MBまで添付可能です。
3	発注工事を探したい時に検索画面で電気で見つけれないが、全部を検索すると出てくる。そこが使いづらい。こちらの検索方法が悪いのかもしれない。	「発注情報検索」画面の「工種」欄で「電気工事(一般)」を選択して、【検索】ボタンを押してください。システム上、格付ごとの検索はできません。

Q12 今後、改善を希望する点がありましたらご記入ください。(自由記述)

No.	寄せられた意見	回答
1	入札申込の作業を無くし、県の入札のように入札と同時に全ての書類を提出するようになってほしい。	米子市の工事の発注は「工事希望型指名競争入札」の入札方式を採っています。県の工事発注は「条件付き一般競争入札」で入札方式が異なっているため、入札手順が異なっています。
2	添付ファイル登録について添付ファイルをドラッグ&ドロップでアップロードし、同画面でプレビュー(確認)できる仕組みの導入を希望します。	添付ファイルのドラッグ&ドロップでのアップロード、同画面のプレビューについてはシステム上できません。
3	鳥取県のように申し込みと入札を同時に行えるシステムがよかった。	米子市の工事の発注は「工事希望型指名競争入札」の入札方式を採っています。県の工事発注は「条件付き一般競争入札」で入札方式が異なっているため、入札手順が異なっています。
4	開札の立会があった時は、どの事業者が入札をかけ、会社点数、配置技術者点数、入札金額を読み上げて頂いておりましたので、どの業者が落札するのか何となく分かりましたので、次の日に落札者がわかるというのではなく、事前に落札保留通知をし、改善して頂けると良いのではないかと思います。	総合評価の入札の場合、基本的には当日中に落札結果を公表するようにしています。
5	調達案件など絞り込み検索したいのですが、確定ボタンがない為、どのようにしたら良いのかわからない	情報公開システムの「発注情報検索」画面の「工種」欄で発注工種を選択して、【検索】ボタンを押してください。なお、システム上、格付ごとの検索はできません。
6	直前まで入札できるシステムであり、郵便入札よりもとても良いシステムである。	
7	普通郵便だと発送から2日かかっていたので逆算して発送をしていましたが、電子入札だと緩和され、事務の負担はとても軽減されたと思います。	

Q12 今後、改善を希望する点がありましたらご記入ください。（自由記述）

No.	寄せられた意見	回答
8	初心者の方が見ても理解できるように、マニュアルの整備をお願いしたい。	米子市のホームページ（電子入札ポータルサイト）にマニュアルを掲載しています。ご不明な点は個別にお問い合わせください。 トップ＞事業者向け情報＞入札・契約＞電子入札について＞電子入札ポータルサイト https://www.city.yonago.lg.jp/47872.htm
9	添付書類の押印を要否について統一してほしい。押印がない場合は失格になるのか？	電子入札においては、「工事費内訳書」及び総合評価方式の際の「配置技術者工事成績調書」は押印不要です。
10	概ね使えるが、県と多少違うところがあり、これを同じシステムにしていただけるとさらに使いやすくなると思います。	米子市の工事の発注は「工事希望型指名競争入札」の入札方式を採っています。県の工事発注は「条件付き一般競争入札」で入札方式が異なっているため、入札手順が異なっています。
11	質疑の回答があった場合、質問した会社にはメールなどで通知がほしい工事に興味ありみたいに登録しておく、その登録者に内容変更、質疑の回答などがあった場合に通知してほしい	質問者へはシステムを通して回答の通知と合わせ、回答内容をお知らせすることとしました。なお、興味ありなどの登録については、システム上、できません。
12	入札時添付書類が開けるようにしてもらいたい	ファイルの添付画面におけるプレビューはシステム上できません。
13	競争参加資格確認申請書を提出して入札参加を確認するシステムを改善してほしい。 ・電子入札になったのだから、内訳書なりの提出で参加確認を済ませる方法をとれないものかと思います	工事希望型指名競争入札実施要領により入札手順を定めており、競争参加確認申請書の提出が必須となっております。
14	全業種で電子入札を行ってほしいと思います。	令和8年6月から電子入札の対象を全ての建設工事に拡大しております。
15	可能であれば、添付可能なファイル容量の上限を引き上げていただけると助かります。	ファイル容量の上限引き上げについては、対応を検討いたします。
16	事前申し込みの締め切りが今までよりも早く感じた。	郵便入札の場合と、申込期間は同じです。
17	電子入札を開かなくても、ホームページで工事発注がわかるようにしてほしい。どのクラスの工事発注が開かなくてもわかるようにしてほしい。	情報公開システムの「発注情報検索」画面から工事名をクリックすると「発注情報閲覧」の備考欄に発注工種（格付含む）を掲載しています。システム上「発注情報検索」画面で格付の検索は出来ません。
18	システム上、仕方がないと思いますが、「競争参加資格確認申請書 添付書類」をシステムに添付資料として送ることが紛らわしいです。初めて操作する人、久しぶりに操作する人は戸惑うのではないかと思います。	システム上、何らかの書類を添付することが必須となっております。
19	工事を検索する時に当社のやり方が悪いのか発注工事を探したい時に検索画面で電気で見つけれないが、全部を検索すると出てくる。そこが使いづらい。こちらの検索方法が悪いのかもしれない。	「発注情報検索」画面の「工種」欄で「電気工事(一般)」を選択して、【検索】ボタンを押してください。システム上、格付ごとの検索はできません。

Q13 その他、ご意見・ご要望がありましたらご記入ください。（自由記述）

No.	寄せられた意見	回答
1	情報公開システムについて、スペースがあるのだから見やすいように検索画面を広げたり文字を大きくして欲しい。	システム上、初期画面の拡大は不可能となっております。ご使用の端末の拡大機能をご活用ください。
2	情報公開システムの閲覧時間を増やしていただきたい。土日祝でも「情報公開システム」は見れるようにしていただきたい。鳥取県は閲覧できる。	システム上、閲覧時間等は変更できません。
3	落札後に担当監督員がどなたか知りたいと思います	現在落札決定後、遅くとも契約締結の際に監督員の通知をしているところであるが、速やかにお知らせできるよう検討いたします。
4	先日行われた郵便入札の舗装工事が、午前中の電子入札の土木工事の影響で当日落札決定されなかった。急遽翌日にくじ引きをされるために入札業者が再度集合したが無駄があるような気がします。全て電子入札であればこのような事態はなかったのではないかと思います。	令和8年6月からすべての電子入札の対象を全ての建設工事に拡大しております。
5	くじ引きについて 業者指定数字+ランダム数字の合計値でのくじ引きになっていますが、業者指定数字のみに直ちに改定すべきである。理由：ランダム数字を加算する理由はなく、加算することで特定業者数字のみのくじ引きに疑義は生じていないはずである。	電子くじの仕組みについては、システム上変更することが不可能となっております。
6	お世話になります。電子入札システムの方ですが導入はしておりますが、入札に関してはまだ使用する事がなくアンケートに確実にお答えすることができませんが、導入説明会に参加させていただき今後利用する上では業務の短縮などにはつながっているとしました。	
7	鳥取県同様に制限付一般競争入札（総合評価）にして、入札金額に企業経営状況ほかを加味して欲しい	総合評価の評価項目については、今後、研究していきます。
8	検索が使いやすくなると助かります。	検索については、システム上変更することが不可能となっております。

米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の改正について

1 改正の概要

市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び建設工事に係る測量等業務を指名競争入札に付する場合の業者の選定に関し、当該工事に係る設計業務等の受託者及び受託者と米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱第7-5各号のいずれかの関係にある建設業者は、指名しないものとする。

【米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱第7-5】

第7

5 対象工事に係る設計、測量、建設コンサルタント、地質調査、補償等の業務を受託した申請者及び当該業務を受託した者（以下この項において「受託者」という。）と次の各号のいずれかの関係にある申請者については、指名しないものとする。

- (1) 申請者が受託者の議決権保有者である関係
- (2) 申請者と受託者（その取締役を含む。）が、同一の会社の議決権保有者である関係
- (3) 申請者の取締役が受託者の取締役を兼ねている関係
- (4) 申請者の取締役と受託者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係
- (5) 前各号の関係に準ずる関係

2 改正理由

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）第17条第1項に基づき策定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定・令和4年5月20日最終変更。以下「適正化指針」という。）に従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている（入契法第18条）。公平で健全な競争環境を構築する観点から、工事に係る設計業務等の受託者及び受託者と関連のある建設業者等について、これらの者が競争に参加することとならないように競争参加資格を設けるものとする。

3 適用

令和8年4月7日以後に発注する工事入札から適用する。

米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱

第1 目的

この要綱は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び建設工事に係る測量等業務（以下「建設工事等」という。）を指名競争入札に付する場合の業者（以下「指名業者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 基本方針

- 1 建設工事等は工事等の種別（以下「工種」という。）ごとに発注し、その指名業者は、当該工種について建設工事等に係る入札参加資格者名簿に登載されている者（以下「有資格者」という。）の中から選定するものとする。
- 2 指名業者は、市内に本店を有する有資格者（以下「市内業者」という。）を優先して選定するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 適切に施工することができる市内業者がない、又は少数の場合
 - (2) 高い競争性を確保する必要がある場合
 - (3) その他特別の理由がある場合

第3 選定基準

1 格付工種

米子市建設工事入札参加資格者格付審査要領（平成18年3月31日施行。以下「格付要領」という。）第2条各号に掲げる工種（以下「格付工種」という。）の建設工事に係る指名業者を選定する場合は、別表1に定める等級区分別に発注の標準とする金額（以下「発注標準額」という。）に従い、当該工事の発注予定金額に応じ、これに対応する等級区分に属する有資格者の中から第6に定める基準により選定する。

ただし、等級区分別にそれぞれ別表2に示す金額を限度として、直近の上位の等級に属する有資格者（以下「上位業者」という。）及び直近の下位の等級に属する有資格者（以下「下位業者」という。）の中から選定することができるものとする。この場合において、上位業者又は下位業者の数は、指名しようとする有資格者の数の5割を超えることはできない。（当該等級区分に属する有資格者の数が指名しようとする数に満たない場合を除く。）

2 格付外工種

格付工種以外の工種（以下「格付外工種」という。）に係る建設工事の指名

業者を選定する場合は、発注する工種に従い、第6に定める基準により有資格者の中から選定する。

3 選定の特例

次の各号のいずれかに該当する工事については、前2項に定める基準によらないことができる。この場合において建設業者等指名審査委員会（第8-1の建設業者等指名審査委員会をいう。第7-2(4)において同じ。）の承認を得なければならない。

- (1) 特に緊急を要する工事
- (2) 特別の技術を必要とする工事
- (3) 特別の機械を必要とする工事
- (4) その他特別の理由のある工事

4 測量等業務への準用

工事に係る測量等業務の指名業者を選定する場合は、発注する工種に従い、建設工事に準じ、有資格者の中から選定する。

第4 工事希望型指名競争入札に係る取扱

工事希望型指名競争入札により入札を行う場合は、前各項にかかわらず次に掲げる方法により発注区分を設定し、米子市工事希望型指名競争入札実施要領（平成17年3月31日施行）に基づき実施するものとする。

- (1) 格付工種の発注区分は、別表1に基づき定めるものとする。ただし、入札参加対象者数が別表3に定める指名業者数に満たないときは、当該等級区分の他に直近上位又は下位の等級区分を発注区分とするものとする。
- (2) 格付工種以外の発注区分は、発注する工種に従い定めるものとする。ただし、入札参加対象者数が別表3に定める指名業者数に満たないときは、市内業者以外の者を含めた発注区分とすることができる。

第5 指名業者の推薦等

1 推薦等の手続

- (1) 事業主管課長又は依頼工事における受託課長（以下「内申者」という。）は、建設工事等請負業者審査票（以下「審査票」という。）により指名業者の推薦を総務部契約検査課長に行うものとする。ただし、米子市工事希望型指名競争入札実施要領に基づき入札を行う場合には、内申者は、発注区分を起工稟議書に記載し、総務部契約検査課長合議を受けるものとする。
- (2) 推薦する業者の数は、別表3に定める指名業者数を下回らないものとする。ただし、特殊な工事等でこれにより難しい場合は、この限りでない。

2 推薦に当たっての留意事項

(1) 内申者は、指名業者を推薦するに当たっては、業者ごとに当該工事について、次に掲げる事項に留意し、総合的に判断するものとする。

ア 技術者の状況

イ 手持ち工事の状況

(2) 工事の進捗率の遅れている者、又は経営内容及び労働福祉の状況が著しく不健全である者その他市と契約を締結する相手方としてふさわしくないと認められる者については、推薦を差し控えるものとする。

第6 審査項目の採点基準

1 指名業者の選定は、次に掲げる項目ごとに別記「審査項目の採点基準」に基づき、審査票に記載して行うものとし、合計点数の上位の者から選定するものとする。

(1) 工事成績

(2) 指名件数

(3) 受注量

(4) 適性

2 指名業者の数は、別表3に定める数以上とする。

第7 不指名等

1 米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）第3条第1項の規定による指名停止を受けている者は、指名業者に選定しない。

2 次に掲げる者は、その状況が改善されるまでの間、指名業者に選定しないことができる。

(1) 市が発注した工事（そのかし修補等のための工事を含む。）の施行が著しく遅れている者

(2) 経営内容が著しく不健全であるか、又はそのおそれがあると認められる者で次に掲げるもの

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続の開始がされた者

- エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は6か月以内に小切手の不渡り処分を受けた者
- (3) 賃金の支払等労働福祉の状況が著しく不健全であると認められる者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、建設業者等指名審査委員会において公共工事の受注者としてふさわしくない状況にある者と認められたもの
- 3 次の各号のいずれかに該当する者については、指名しないものとし、その期間は、当該指名しない旨を通知した日から3か月間とする。
 - (1) 過去2年間に、米子市建設工事成績評定要綱（平成18年3月31日施行。次号において「評定要綱」という。）の規定に基づく評定点が60点に満たない評定を受けた工事を施行した件数の合計数が累積して2件となった者
 - (2) 評定要綱の規定に基づく評定点が50点に満たない評定を受けた工事を施行した者
- 4 同一の入札について、次の各号のいずれかの関係にある有資格者を1者以上は、指名しないものとする。
 - (1) 有資格者（その取締役を含む。次号において同じ。）が他の有資格者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係
 - (2) 有資格者と他の有資格者が、同一の会社の議決権保有者である関係
 - (3) 有資格者の取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の有資格者の取締役を兼ねている関係
 - (4) 有資格者の取締役と他の有資格者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係
 - (5) 前各号の関係に準ずる関係
- 5 対象工事に係る設計、測量、建設コンサルタント、地質調査、補償等の業務を受託した申請者及び当該業務を受託した者（以下この項において「受託者」という。）と次の各号のいずれかの関係にある申請者については、指名しないものとする。
 - (1) 申請者が受託者の議決権保有者である関係
 - (2) 申請者と受託者（その取締役を含む。）が、同一の会社の議決権保有者である関係
 - (3) 申請者の取締役が受託者の取締役を兼ねている関係

(4) 申請者の取締役と受託者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係

(5) 前各号の關係に準ずる關係

第8 建設業者等指名審査委員会

- 1 建設工事等の請負業者の指名の適正を期するため、総務部に、建設業者等指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。
- 2 審査委員会は、総務部長、経済部長、都市整備部長、総務部契約検査課長及び関係課長をもって組織する。
- 3 審査委員会に、委員長を置き、総務部長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、都市整備部長がその職務を代理する。
- 5 審査委員会は、次に掲げる建設工事等の発注方針又は業者を指名する場合に、委員長が招集するものとする。
 - (1) 通常型指名競争入札（工事に係る測量等業務については、設計金額2,000万円以上のものに限る。）
 - (2) 公募型指名競争入札
 - (3) 一般競争入札
 - (4) 委員長が特に必要と認める入札
- 6 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き審査することができない。ただし、委員長が特に急を要するものと認めた場合は、持ち回りによる審査で審査委員会の審査に代えることができる。
- 7 審査委員会の庶務は、総務部契約検査課が行う。
- 8 審査委員会の審議は、公開しない。また、何人も審査委員会の審議の内容を他に漏らしてはならない。

第9 雑 則

- 1 この要綱の運用に関し、必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行し、平成19年6月1日以降に起工する建設工事等の業者選定事務から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行し、この要綱による改正後の米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の規定は、平成21年6月1日以降に起工する建設工事等（同要綱第1に規定する建設工事等をいう。）に係る指名業者（同要綱第1に規定する指名業者をいう。）の選定について適用する。

附 則

この要綱は、平成２２年６月１日から施行し、この要綱による改正後の米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の規定は、同日以後に公表する指名競争入札に係る指名業者（同要綱第１に規定する指名業者をいう。）の選定について適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年５月８日から施行し、この要綱による改正後の米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の規定は、平成３０年６月１日以後に公表する指名競争入札に係る指名業者（同要綱第１に規定する指名業者をいう。）の選定について適用する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行し、この要綱による改正後の米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の規定は、令和２年４月１日以後に公表する指名競争入札に係る指名業者（同要綱第１に規定する指名業者をいう。）の選定について適用する。

附 則

この要綱は、令和３年７月５日から施行し、この要綱による改正後の米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の規定は、令和３年７月１２日以後に公表する指名競争入札に係る指名業者（同要綱第１に規定する指名業者をいう。）の選定について適用する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、この要綱による改正後の米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の規定は、令和７年４月１日以後に公表する指名競争入札に係る指名業者（同要綱第１に規定する指名業者をいう。）の選定について適用する。

附 則

この要綱は、令和８年４月７日から施行し、この要綱による改正後の米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の規定は、令和８年４月７日以後に公表する指名競争入札に係る指名業者（同要綱第１に規定する指名業者をいう。）の選定について適用する。

審査項目の採点基準

- 1 審査項目の採点の配分は、次表のとおりとする。(第6－1関係)

区分	工事成績	指名 件数	受注量	適性
配点	50	10	40	10

- 2 採点の基準は次表のとおりとする。(第6－1関係)

ただし、当該工種における前年度の発注件数が5件に満たない場合は、各指名項目の算定は行わない。

(1) 工事成績

過去4年間における市工事に係る工事成績の2分の1とする。ただし、工事実績のない業者については31点とする。

(2) 指名件数

前年度等級別工種別平均指名回数を分母、当該年度指名回数を分子として次表により採点する。

前年度等級別工種別平均指名回数 に対する当該年度指名回数の割合	評点
100%以上	0
90%以上100%未満	1
80%以上90%未満	2
70%以上80%未満	3
60%以上70%未満	4
50%以上60%未満	5
40%以上50%未満	6
30%以上40%未満	7
20%以上30%未満	8
10%以上20%未満	9
10%未満	10

(3) 受注量

前年度等級別工種別平均受注額を分母、当該年度受注額を分子として次表により採点する。

前年度等級別工種別平均受注額 に対する当該年度受注額の割合	評点
100%以上	0
90%以上100%未満	4
80%以上90%未満	8
70%以上80%未満	12
60%以上70%未満	16
50%以上60%未満	20
40%以上50%未満	24
30%以上40%未満	28
20%以上30%未満	32
10%以上20%未満	36
10%未満	40

(4) 適性

10点を基準とし、次の場合に加減を行う。

- ① 前年度に当該工種に係る60点以下の工事成績（緊急対応工事を除く。）がある場合 △5点（適性に係る審査項目の合計点が0点を限度とする。）
- ② 前年度に当該工種に係る90点以上の工事成績（緊急対応工事を除く。）がある場合 5点（1件を限度とする。）

別表1（第3－1、第4関係）

区分	土木一式工事（一般）	建築一式工事（一般）	電気及び管工事
A級	2,000万円以上	6,000万円以上	2,000万円以上
B級	2,000万円未満 1,000万円以上	6,000万円未満	2,000万円未満
C級	1,000万円未満		

備考 建築一式工事（一般）のB級の4,000万円以上の工事については、次の（1）又は（2）のいずれかに該当することを条件に付して発注を行う。

- （1） 審査基準日において、建設業法第27条の29の規定による総合評定値の通知に記載された当該工種に係る1級技術職員を1人以上有すること。
- （2） 入札参加申込み時において、直接的かつ恒常的（当該時点において3か月以上継続して雇用されていることをいう。）な雇用関係にある当該工種に係る1級技術職員を1人以上有すること。

区分	新築、増築大規模改修を除く 建築一式工事（一般）	新築、増築大規模改修を除く 電気及び管工事
A級	2,000 万円以上	1,000 万円以上
B級	2,000 万円未満	1,000 万円未満

備考 建築一式工事（一般）のB級の1,000万円以上の工事については、次の（１）又は（２）のいずれかに該当することを条件に付して発注を行う。

- （１） 審査基準日において、建設業法第27条の29の規定による総合評定値の通知に記載された当該工種に係る1級技術職員を1人以上有すること。
- （２） 入札参加申込み時において、直接的かつ恒常的（当該時点において3か月以上継続して雇用されていることをいう。）な雇用関係にある当該工種に係る1級技術職員を1人以上有すること。

別表2（第3－1関係）

区分	土木一式工事（一般）		建築一式工事（一般）		電気及び管工事	
	上限額	下限額	上限額	下限額	上限額	下限額
A級		1,500 万円以上				
B級	3,000 万円未満		7,000 万円未満		2,500 万円未満	
C級	1,500 万円未満					

備考 建築一式工事（一般）のB級の5,000万円以上の工事については、次の（１）又は（２）のいずれかに該当することを条件に付して発注を行う。

- （１） 審査基準日において、建設業法第27条の29の規定による総合評定値の通知に記載された当該工種に係る1級技術職員を1人以上有すること。
- （２） 入札参加申込み時において、直接的かつ恒常的（当該時点において3か月以上継続して雇用されていることをいう。）な雇用関係にある当該工種に係る1級技術職員を1人以上有すること。

区分	新築、増築大規模改修を除く 建築一式工事（一般）		新築、増築大規模改修を除く 電気及び管工事	
	上限額	下限額	上限額	下限額
A級				
B級	2,400 万円未満		1,200 万円未満	

備考 建築一式工事（一般）のB級の1,200万円以上の工事については、次の（１）又は（２）のいずれかに該当することを条件に付して発注を行う。

- （１） 審査基準日において、建設業法第27条の29の規定による総合評定値の通知に記載された当該工種に係る1級技術職員を1人以上有すること。
- （２） 入札参加申込み時において、直接的かつ恒常的（当該時点において3か月以上継続して雇用されていることをいう。）な雇用関係にある当該工種に係る1級技術職員を1人以上有すること。

別表3（第4、第5－1、第6関係）

設計金額	指名業者数
1,000 万円未満	8
1,000 万円以上 7,000 万円未満	9
7,000 万円以上 15,000 万円未満	10
15,000 万円以上	11

米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の一部を改正する要綱

米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱（平成19年6月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
第7 不指名等 1～4 [省略] 5 対象工事に係る設計、測量、建設コンサルタント、地質調査、補償等の業務を受託した申請者及び当該業務を受託した者(以下この項において「受託者」という。)と次の各号のいずれかの関係にある申請者については、指名しないものとする。 (1) 申請者が受託者の議決権保有者である関係 (2) 申請者と受託者(その取締役を含む。)が、同一の会社の議決権保有者である関係 (3) 申請者の取締役が受託者の取締役を兼ねている関係 (4) 申請者の取締役と受託者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係 (5) 前各号の關係に準ずる關係			第7 不指名等 1～4 [省略] 5 新設		

附 則

この要綱は、令和8年4月7日から施行し、この要綱による改正後の米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の規定は、令和8年4月7日以後に公表する指名競争入札に係る指名業者（同要綱第1に規定する指名業者をいう。）の選定について適用する。

米子市工事希望型指名競争入札実施要領の改正について

1 改正の概要

市が行う建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の工事希望型指名競争入札に参加しようとする者のうち、当該工事に係る設計業務等の受託者及び受託者と米子市工事希望型指名競争入札実施要領第8条の2第4項各号のいずれかの関係にある建設業者は、指名しないものとする。

【米子市工事希望型指名競争入札実施要領第8条の2第4項】

第8条の2

4 市長は、対象工事に係る設計、測量、建設コンサルタント、地質調査、補償等の業務を受託した申請者及び当該業務を受託した者（以下この項において「受託者」という。）と次の各号のいずれかの関係にある申請者については、指名しないものとする。

- (1) 申請者が受託者の議決権保有者である関係
- (2) 申請者と受託者（その取締役を含む。）が、同一の会社の議決権保有者である関係
- (3) 申請者の取締役が受託者の取締役を兼ねている関係
- (4) 申請者の取締役と受託者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係
- (5) 前各号の關係に準ずる關係

2 改正理由

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）第17条第1項に基づき策定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定・令和4年5月20日最終変更。以下「適正化指針」という。）に従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている（入契法第18条）。公平で健全な競争環境を構築する観点から、工事に係る設計業務等の受託者及び受託者と関連のある建設業者等について、これらの者が競争に参加することとならないように競争参加資格を設けるものとする。

3 適用

この要領は、令和8年4月7日以降発注する案件から適用する。

米子市工事希望型指名競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び米子市建設工事執行規則（平成17年米子市規則第106号。以下「規則」という。）に基づき、市が行う建設工事の工事希望型指名競争入札の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「工事希望型指名競争入札」とは、市が行う建設工事を受注する能力及び意欲がある建設業者に十分な受注機会を与えることにより、公平性、競争性及び透明性の確保を図るため、入札の参加を希望する建設業者の中から参加者を選定して行う指名競争入札をいう。

(対象)

第3条 次に掲げる建設工事は、工事希望型指名競争入札の対象としない。

- (1) 一般競争入札又は公募型指名競争入札を行う建設工事
- (2) 緊急対応のための建設工事その他市長が特に認めた建設工事

2 前項第2号の建設工事について指名競争入札を行おうとするときは、当該指名競争入札に参加させる者の指名について、建設業者等指名審査委員会（米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱（平成19年6月1日施行）第8の建設業者等指名審査委員会をいう。第8条の2第1項第4号において同じ。）に諮るものとする。

(参加資格)

第4条 工事希望型指名競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を具備する建設業者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に定める指示又は営業停止を受けていないこと。
- (2) 工事希望型指名競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）に建設業法第26条に定める技術者（以下「主任技術者等」という。）及び現場代理人等必要な人員を配置することができ、かつ、主任技術者等及び現場代理人等は、入札申込日までに3か月以上の雇用期間がある者であること。
- (3) 米子市入札参加資格者名簿に登録され、登録された工事種別が対象工事と同一であること。
- (4) 米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 対象工事の設計図書等（設計図書及び現場説明書をいう。）を入手していること。
- (6) 工事希望型指名競争入札と同時に工事費内訳書を提出することができること。
- (7) 発注する建設工事の内容を考慮して市長が別に定める条件を満たすこと。

(参加資格の喪失)

第5条 第8条の規定により指名した者が、開札までの間において、前条各号

に規定する資格を有しなくなったときは、その者は、当該入札に参加することはできない。

(公表)

第6条 工事希望型指名競争入札により建設工事を発注しようとするときは、あらかじめ、市のホームページ、情報公開システム（米子市建設工事等電子入札実施要領（令和7年4月1日施行）第2条第2号に規定する電子入札システム（第10条第1項において「電子入札システム」という。）に備えられた工事希望型指名競争入札に係る情報を公開する機能をいう。）、掲示等により当該建設工事の入札の参加に必要な事項を公表するものとする。

(参加の申請)

第7条 対象工事の工事希望型指名競争入札に参加しようとする者は、市長が定める期限までに、競争参加資格確認申請書（別記様式第1号）を総務部契約検査課宛てに提出するものとする。

(指名)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第4条に規定する資格を有する者を全て指名するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名した者に対しては、その旨を通知するものとする。

(不指名)

第8条の2 市長は、第7条の規定による申請をした者（第3項及び第4項において「申請者」という。）のうち次に掲げるものについて、その状況が改善されるまでの間、指名しないことができる。

(1) 市が発注した建設工事（その瑕疵修補等のためのものを含む。）の施行が著しく遅れている者

(2) 経営内容が著しく不健全であるか、又はそのおそれがあると認められる者で次に掲げるもの

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続の開始がされた者

エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は6か月以内に小切手の不渡り処分を受けた者

(3) 賃金の支払等労働福祉の状況が著しく不健全であると認められる者

(4) 前3号に掲げる者のほか、建設業者等指名審査委員会において公共工事の受注者としてふさわしくない状況にある者と認められたもの

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については指名しないものとし、その期間は、第5項の規定により指名しない旨を通知した日から3か月間とする。

(1) 過去2年間に、米子市建設工事成績評定要綱（平成18年3月31日施行。次号において「評定要綱」という。）の規定に基づく評定点が60点に

満たない評定を受けた工事を施行した件数の合計数が累積して2件となった者

(2) 評定要綱の規定に基づく評定点が50点に満たない評定を受けた工事を施行した者

3 市長は、同一の入札において、申請者のうちに次の各号のいずれかの関係にある者がある場合は、その者及びその者と当該関係にある他の申請者のうち、別表第1に定める審査項目の採点基準に従って審査した結果に基づき算定した点数の最も高い者以外の者を指名しないものとする。ただし、当該点数が同点の場合は、経営事項審査に基づく対象工事に係る発注工種の総合評定値の最も高い者を指名するものとする。

(1) 申請者（その取締役を含む。次号並びに次項第1号及び第2号において同じ。）が他の申請者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係

(2) 申請者と他の申請者が、同一の会社の議決権保有者である関係

(3) 申請者の取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。次項第2号を除き、以下同じ。）が他の申請者の取締役を兼ねている関係

(4) 申請者の取締役と他の申請者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係

(5) 前各号の関係に準ずる関係

4 市長は、対象工事に係る設計、測量、建設コンサルタント、地質調査、補償等の業務を受託した申請者及び当該業務を受託した者（以下この項において「受託者」という。）と次の各号のいずれかの関係にある申請者については、指名しないものとする。

(1) 申請者が受託者の議決権保有者である関係

(2) 申請者と受託者（その取締役を含む。）が、同一の会社の議決権保有者である関係

(3) 申請者の取締役が受託者の取締役を兼ねている関係

(4) 申請者の取締役と受託者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係

(5) 前各号の関係に準ずる関係

5 市長は、前各項の規定により指名をしない者に対しては、その理由を付してその旨を通知するものとする。

（現場説明及び設計図書等に対する質問等）

第9条 対象工事に係る現場説明会は、行わないものとする。

2 対象工事の設計図書等に対する質問を行おうとする者は、市長が定める期限までに、設計図書等に対する質問書（別記様式第2号）を市長宛てに提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による提出があったときは、市長が定める日に回答するものとする。

（入札の方法）

第10条 工事希望型指名競争入札は、郵便又は又は電子入札システムにより

入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を提出する方法によるものとする。

2 前項の方法の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

（入札結果の公表）

第11条 市長は、落札者が決定したときは、速やかに公表するものとする。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、米子市工事希望型指名競争入札の執行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月11日から施行し、平成19年4月1日以降に起工する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行し、平成19年6月1日以降に起工する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行し、この要領による改正後の米子市工事希望型指名競争入札実施要領別表第1及び別表第2の規定は、同日以後に公表する同要領第2条に規定する工事希望型指名競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行し、この要領による改正後の米子市工事希望型指名競争入札実施要領第8条の2の規定は、同日以後に公表する工事希望型指名競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行し、この要領による改正後の米子市工事希望型指名競争入札実施要領別表第2の規定は、同日以後に公表する同要領第2条に規定する工事希望型指名競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成28年8月15日から施行し、この要領による改正後の米子市工事希望型指名競争入札実施要領第3条の規定は、同日以後に公表する同要領第2条に規定する工事希望型指名競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、この要領による改正後の米子市工事希望型指名競争入札実施要領第8条の規定は、同日以後に公表する同要領

第3条に規定する工事希望型指名競争入札について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の米子市工事希望型指名競争入札実施要領の規定は、同日以後に公表する工事希望型指名競争入札（米子市工事希望型指名競争入札実施要領第2条に規定する工事希望型指名競争入札をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に公表した工事希望型指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の米子市工事希望型指名競争入札実施要領第8条の2の規定は、この要領の施行の日以後に公表する工事希望型指名競争入札（米子市工事希望型指名競争入札実施要領第2条に規定する工事希望型指名競争入札をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に公表した工事希望型指名競争入札については、なお従前の例による。

別表第1（第8条の2関係）

審査項目の採点基準

- 1 審査項目及び採点の配分は、次の表に定めるとおりとする。

審査項目	工事成績	受注量	適性	合計
配点	50	40	10	100

- 2 採点の基準は、次に定めるとおりとする。ただし、当該工種における前年度の発注件数が5件に満たない場合において、当該年度における発注件数が5件に達しない間は、各審査項目の算定は、行わない。

(1) 工事成績

過去4年間に於ける市が発注した工事に係る工事成績の2分の1とする。
ただし、工事実績のない業者については、31点とする。

(2) 受注量

40点 －（40点×前年度における等級別工種別の平均受注額に対する当該年度における受注額の割合（小数点以下2位未満は、切捨て））

(3) 適性

10点を基準とし、次に掲げる場合に加減を行う。ただし、0点を下限とする。

- ① 前年度に当該工種に係る60点以下の工事成績（緊急対応工事を除く。）がある場合 △5点
- ② 前年度に当該工種に係る90点以上の工事成績（緊急対応工事を除く。）がある場合 5点（1件を限度とする。）

様式第1号 (第7条関係)

申請日： 年 月 日

次の工事案件について、入札に参加したいので参加資格の確認を申請します。

住 所 商号又は名称 代表者職氏名	
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
担 当 者	

案 件 番 号		※入札公告に記載しています。
工 事 名		
工 事 場 所		

設計図書等に対する質問書

年 月 日

米子市長様

住所
商号又は名称
代表者職氏名

電話番号

このことについて、次のとおり質問します。

案件番号

工事名

工事場所

番号	質問内容	設計図書等の 該当ページ

米子市工事希望型指名競争入札実施要領の一部を改正する要領

米子市工事希望型指名競争入札実施要領（平成17年3月31日施行）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(不指名)			(不指名)		
第8条の2 市長は、第7条の規定による申請をした者（第3項及び第4項において「申請者」という。）のうち次に掲げるものについて、その状況が改善されるまでの間、指名しないことができる。 (1)～(4) [省略]	第8条の2 市長は、第7条の規定による申請をした者（第3項及び第4項において「申請者」という。）のうち次に掲げるものについて、その状況が改善されるまでの間、指名しないことができる。 (1)～(4) [省略]	第8条の2 市長は、第7条の規定による申請をした者（第3項及び第4項において「申請者」という。）のうち次に掲げるものについて、その状況が改善されるまでの間、指名しないことができる。 (1)～(4) [省略]	第8条の2 市長は、第7条の規定による申請をした者（第3項において「申請者」という。）のうち次に掲げるものについて、その状況が改善されるまでの間、指名しないことができる。 (1)～(4) [省略]	第8条の2 市長は、第7条の規定による申請をした者（第3項において「申請者」という。）のうち次に掲げるものについて、その状況が改善されるまでの間、指名しないことができる。 (1)～(4) [省略]	第8条の2 市長は、第7条の規定による申請をした者（第3項において「申請者」という。）のうち次に掲げるものについて、その状況が改善されるまでの間、指名しないことができる。 (1)～(4) [省略]
2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については指名しないものとし、その期間は、第5項の規定により指名しない旨を通知した日から3か月間とする。 (1)・(2) [省略]	2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については指名しないものとし、その期間は、第5項の規定により指名しない旨を通知した日から3か月間とする。 (1)・(2) [省略]	2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については指名しないものとし、その期間は、第5項の規定により指名しない旨を通知した日から3か月間とする。 (1)・(2) [省略]	2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については指名しないものとし、その期間は、第4項の規定により指名しない旨を通知した日から3か月間とする。 (1)・(2) [省略]	2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については指名しないものとし、その期間は、第4項の規定により指名しない旨を通知した日から3か月間とする。 (1)・(2) [省略]	2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については指名しないものとし、その期間は、第4項の規定により指名しない旨を通知した日から3か月間とする。 (1)・(2) [省略]
3 市長は、同一の入札において、申請者のうちに次の各号のいずれかの関係にある者がある場合は、その者及びその者と当該関係にある他の申請者のうち、別表第1に定める審査項目の採点基準に従って審査した結果に基づき算定した点数の最も高い者以外の者を指名しないものとする。ただし、当該点数が同点の場合は、経営事項審査に基づく対象工事に係る発注工種の総合評価値の最も高い者を指名するものとする。 (1) 申請者（その取締役を含む。次号並びに次項第1号及び第2号において同じ。）が他の申請者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権の4分の1を超える議決権を保有する者）をいう。以下同じ。）である関係 (2) [省略]	3 市長は、同一の入札において、申請者のうちに次の各号のいずれかの関係にある者がある場合は、その者及びその者と当該関係にある他の申請者のうち、別表第1に定める審査項目の採点基準に従って審査した結果に基づき算定した点数の最も高い者以外の者を指名しないものとする。ただし、当該点数が同点の場合は、経営事項審査に基づく対象工事に係る発注工種の総合評価値の最も高い者を指名するものとする。 (1) 申請者（その取締役を含む。次号並びに次項第1号及び第2号において同じ。）が他の申請者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者）をいう。以下同じ。）である関係 (2) [省略]	3 市長は、同一の入札において、申請者のうちに次の各号のいずれかの関係にある者がある場合は、その者及びその者と当該関係にある他の申請者のうち、別表第1に定める審査項目の採点基準に従って審査した結果に基づき算定した点数の最も高い者以外の者を指名しないものとする。ただし、当該点数が同点の場合は、経営事項審査に基づく対象工事に係る発注工種の総合評価値の最も高い者を指名するものとする。 (1) 申請者（その取締役を含む。次号並びに次項第1号及び第2号において同じ。）が他の申請者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者）をいう。以下同じ。）である関係 (2) [省略]	3 市長は、同一の入札において、申請者のうちに次の各号のいずれかの関係にある者がある場合は、その者及びその者と当該関係にある他の申請者のうち、別表第1に定める審査項目の採点基準に従って審査した結果に基づき算定した点数の最も高い者以外の者を指名しないものとする。ただし、当該点数が同点の場合は、経営事項審査に基づく対象工事に係る発注工種の総合評価値の最も高い者を指名するものとする。 (1) 申請者（その取締役を含む。次号において同じ。）が他の申請者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者）をいう。以下同じ。）である関係 (2) [省略]	3 市長は、同一の入札において、申請者のうちに次の各号のいずれかの関係にある者がある場合は、その者及びその者と当該関係にある他の申請者のうち、別表第1に定める審査項目の採点基準に従って審査した結果に基づき算定した点数の最も高い者以外の者を指名しないものとする。ただし、当該点数が同点の場合は、経営事項審査に基づく対象工事に係る発注工種の総合評価値の最も高い者を指名するものとする。 (1) 申請者（その取締役を含む。次号において同じ。）が他の申請者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者）をいう。以下同じ。）である関係 (2) [省略]	3 市長は、同一の入札において、申請者のうちに次の各号のいずれかの関係にある者がある場合は、その者及びその者と当該関係にある他の申請者のうち、別表第1に定める審査項目の採点基準に従って審査した結果に基づき算定した点数の最も高い者以外の者を指名しないものとする。ただし、当該点数が同点の場合は、経営事項審査に基づく対象工事に係る発注工種の総合評価値の最も高い者を指名するものとする。 (1) 申請者（その取締役を含む。次号において同じ。）が他の申請者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者）をいう。以下同じ。）である関係 (2) [省略]
(3) 申請者の取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。次項第2号を除き、以下同じ。）が他の申請者の取締役を兼ねている関係 (4)・(5) [省略]	(3) 申請者の取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。次項第2号を除き、以下同じ。）が他の申請者の取締役を兼ねている関係 (4)・(5) [省略]	(3) 申請者の取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。次項第2号を除き、以下同じ。）が他の申請者の取締役を兼ねている関係 (4)・(5) [省略]	(3) 申請者の取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の申請者の取締役を兼ねている関係 (4)・(5) [省略]	(3) 申請者の取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の申請者の取締役を兼ねている関係 (4)・(5) [省略]	(3) 申請者の取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の申請者の取締役を兼ねている関係 (4)・(5) [省略]

4 市長は、対象工事に係る設計、測量、建設コンサルタント、地質調査、補償等の業務を受託した申請者及び当該業務を受託した者（以下この項において「受託者」という。）と次の各号のいずれかの関係にある申請者については、指名しないものとする。 (1) 申請者が受託者の議決権保有者である関係 (2) 申請者と受託者（その取締役を含む。）が、同一の会社の議決権保有者である関係 (3) 申請者の取締役が受託者の取締役を兼ねている関係 (4) 申請者の取締役と受託者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係 (5) 前各号の関係に準ずる関係 5 市長は、前各項の規定により指名をしない者に対しては、その理由を付してその旨を通知するものとする	〔新設〕 4 市長は、前3項の規定により指名をしない者に対しては、その理由を付してその旨を通知するものとする
備考 表中の「 」の記載は、注記である。	

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の米子市工事希望型指名競争入札実施要領第8条の2の規定は、この要領の施行の日以後に公表する工事希望型指名競争入札（米子市工事希望型指名競争入札実施要領第2条に規定する工事希望型指名競争入札をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に公表した工事希望型指名競争入札については、なお従前の例による。

令和7年度工事契約状況(発注工種別)
(令和7年10月1日～令和8年3月31日契約分)

(工事)公募型指名競争入札

工事業種名	発注件数(件)	予定価格計(円)A	契約金額計(円)B	差金(円)A-B	平均落札率	加重平均
土木一式工事(一般)	4	1,557,053,300	1,434,547,400	122,505,900	91.6%	92.1%
建築一式工事(一般)	2	1,040,490,000	1,037,300,000	3,190,000	99.6%	99.7%
電気工事(一般)	1	297,330,000	291,500,000	5,830,000	98.0%	98.0%
機械器具設置工事(下水道)	1	3,916,000	3,444,100	471,900	87.9%	87.9%
公募型 合計	8	2,898,789,300	2,766,791,500	131,997,800	94.0%	95.4%

(工事)工事希望型指名競争入札

工事業種名	発注件数(件)	予定価格計(円)A	契約金額計(円)B	差金(円)A-B	平均落札率	加重平均
土木一式工事(一般)	31	795,330,800	746,612,900	48,717,900	91.8%	93.9%
土木一式工事(維持補修)	6	282,619,700	254,545,500	28,074,200	89.8%	90.1%
土木一式工事(港湾)	1	15,653,000	15,400,000	253,000	98.4%	98.4%
建築一式工事(一般)	6	20,130,000	17,370,100	2,759,900	86.4%	86.3%
管工事	7	273,328,000	263,652,400	9,675,600	93.7%	96.5%
電気工事(一般)	2	175,428,000	159,912,500	15,515,500	91.0%	91.2%
電気工事(下水道)	4	106,205,000	94,590,100	11,614,900	88.8%	89.1%
とび・土工・コンクリート工事(交通安全施設)	1	40,742,900	36,572,800	4,170,100	89.8%	89.8%
とび・土工・コンクリート工事(法面(法面保護工))	1	20,534,800	20,460,000	74,800	99.6%	99.6%
舗装工事	8	187,809,600	169,405,500	18,404,100	91.4%	90.2%
造園工事	1	3,922,600	3,449,600	473,000	87.9%	87.9%
解体工事	1	16,137,000	14,587,100	1,549,900	90.4%	90.4%
塗装工事(一般)	2	68,005,300	60,656,200	7,349,100	89.1%	89.2%
機械器具設置工事(下水道)	3	16,643,000	14,614,600	2,028,400	88.0%	87.8%
希望型 合計	74	2,022,489,700	1,871,829,300	150,660,400	91.0%	92.6%
入札合計	82	4,921,279,000	4,638,620,800	282,658,200	91.3%	94.3%

(工事)随意契約

工事業種名	発注件数(件)	予定価格計(円)A	契約金額計(円)B	差金(円)A-B	平均落札率	加重平均
土木一式工事(一般)	11	508,099,900	507,469,600	630,300	98.4%	99.9%
土木一式工事(港湾)	1	3,498,000	3,498,000	0	100.0%	100.0%
建築一式工事(一般)	6	153,153,000	151,895,700	1,257,300	93.4%	99.2%
舗装工事	5	22,271,700	22,154,000	117,700	99.5%	99.5%
造園工事	2	3,749,900	3,652,000	97,900	97.3%	97.4%
随契合計	25	690,772,500	688,669,300	2,103,200	97.4%	99.7%

総計	107	5,612,051,500	5,327,290,100	284,761,400	92.7%	94.9%
-----------	------------	----------------------	----------------------	--------------------	--------------	--------------

令和7年度業務委託契約状況(発注業種別)
(令和7年10月1日～令和8年3月31日契約分)

(委託)公募型指名競争入札

委託業種名	発注件数(件)	予定価格計(円)A	契約金額計(円)B	差金(円)A-B	平均落札率	加重平均
建設コンサルタント	2	31,542,500	26,730,000	4,812,500	84.7%	84.7%
公募型合計	2	31,542,500	26,730,000	4,812,500	84.7%	84.7%

(委託)通常型指名競争入札

委託業種名	発注件数(件)	予定価格計(円)A	契約金額計(円)B	差金(円)A-B	平均落札率	加重平均
測量	2	15,492,400	14,630,000	862,400	94.6%	94.4%
建設コンサルタント	16	207,551,300	193,270,000	14,281,300	93.3%	93.1%
建築士	7	40,040,000	38,544,000	1,496,000	97.2%	96.3%
補償コンサルタント	3	16,784,900	15,565,000	1,219,900	93.0%	92.7%
工事委託	8	37,226,200	33,834,900	3,391,300	91.8%	90.9%
通常型合計	36	317,094,800	295,843,900	21,250,900	93.8%	93.3%
入札合計	38	348,637,300	322,573,900	26,063,400	93.3%	92.5%

(委託)随意契約

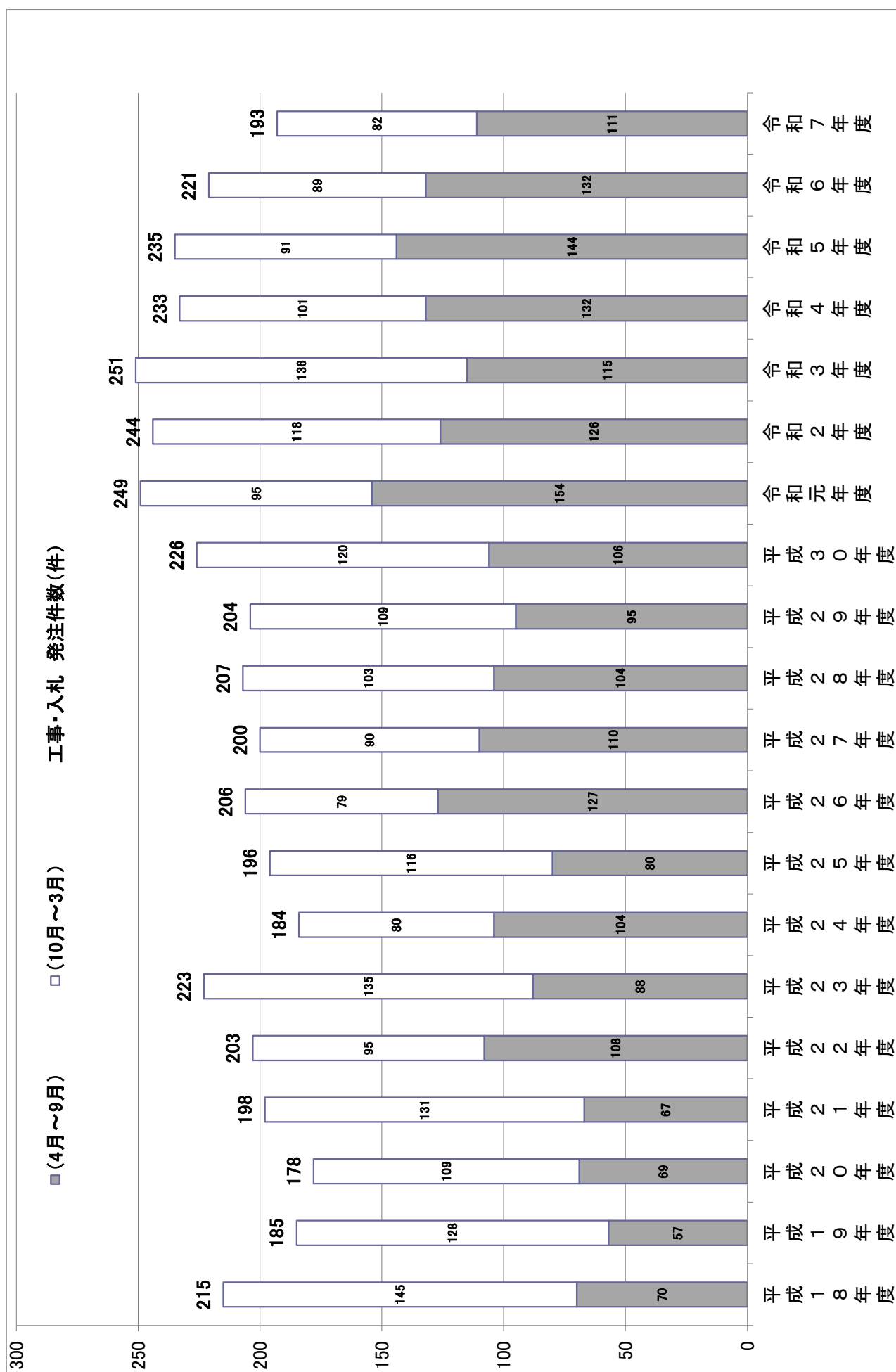
委託業種名	発注件数(件)	予定価格計(円)A	契約金額計(円)B	差金(円)A-B	平均落札率	加重平均
建設コンサルタント	4	3,231,800	3,168,000	63,800	97.8%	98.0%
随意契約合計	4	3,231,800	3,168,000	63,800	97.8%	98.0%
総計	42	351,869,100	325,741,900	26,127,200	93.7%	92.6%

◆契約金額・落札率の年次推移

1 工事・入札

	発注件数 (件)	予定価格計 (千円)	契約金額計 (千円)	平均落札率	加重平均
平成16年度 (16.4.1～16.9.30)	97	2,477,562	2,334,475	94.1%	94.2%
平成16年度 (16.10.1～17.3.31)	127	2,161,661	2,072,787	96.8%	95.9%
平成16年度 (16.4.1～17.3.31)	224	4,639,223	4,407,262	95.6%	95.0%
平成17年度 (17.4.1～17.9.30)	75	2,670,983	2,580,072	95.3%	96.6%
平成17年度 (17.10.1～18.3.31)	161	2,599,564	2,466,717	95.5%	94.9%
平成17年度 (17.4.1～18.3.31)	236	5,270,547	5,046,789	95.4%	95.8%
平成18年度 (18.4.1～18.9.30)	70	3,096,917	2,814,933	93.1%	90.9%
平成18年度 (18.10.1～19.3.31)	145	2,965,244	2,544,850	92.0%	85.8%
平成18年度 (18.4.1～19.3.31)	215	6,062,161	5,359,783	92.4%	88.4%
平成19年度 (19.4.1～19.9.30)	57	3,009,801	2,537,101	85.0%	84.3%
平成19年度 (19.10.1～20.3.31)	128	2,020,812	1,668,816	87.1%	82.6%
平成19年度 (19.4.1～20.3.31)	185	5,030,613	4,205,917	86.4%	83.6%
平成20年度 (20.4.1～20.9.30)	69	2,444,203	2,147,018	87.6%	87.8%
平成20年度 (20.10.1～21.3.31)	109	1,487,518	1,299,359	89.2%	87.4%
平成20年度 (20.4.1～21.3.31)	178	3,931,721	3,446,377	88.6%	87.7%
平成21年度 (21.4.1～21.9.30)	67	1,256,182	1,121,542	87.8%	89.3%
平成21年度 (21.10.1～22.3.31)	131	2,585,420	2,333,722	89.4%	90.3%
平成21年度 (21.4.1～22.3.31)	198	3,841,602	3,455,264	88.8%	89.9%
平成22年度 (22.4.1～22.9.30)	108	4,019,677	3,626,791	89.0%	90.2%
平成22年度 (22.10.1～23.3.31)	95	1,266,330	1,123,296	89.7%	88.7%
平成22年度 (22.4.1～23.3.31)	203	5,286,007	4,750,087	89.3%	89.9%
平成23年度 (23.4.1～23.9.30)	88	3,158,751	2,903,182	91.5%	91.9%
平成23年度 (23.10.1～24.3.31)	135	1,574,849	1,466,142	93.2%	93.1%
平成23年度 (23.4.1～24.3.31)	223	4,733,600	4,369,324	92.5%	92.3%
平成24年度 (24.4.1～24.9.30)	104	4,487,110	4,183,490	91.7%	93.2%
平成24年度 (24.10.1～25.3.31)	80	2,872,886	2,763,029	91.8%	96.2%
平成24年度 (24.4.1～25.3.31)	184	7,359,996	6,946,519	91.8%	94.4%
平成25年度 (25.4.1～25.9.30)	80	3,424,589	3,201,734	91.3%	93.5%
平成25年度 (25.10.1～26.3.31)	116	2,596,406	2,486,556	92.7%	95.8%
平成25年度 (25.4.1～26.3.31)	196	6,020,995	5,688,290	92.1%	94.5%
平成26年度 (26.4.1～26.9.30)	127	3,670,644	3,444,520	93.5%	93.8%
平成26年度 (26.10.1～27.3.31)	79	1,324,021	1,239,936	92.6%	93.6%
平成26年度 (26.4.1～27.3.31)	206	4,994,665	4,684,456	93.2%	93.8%
平成27年度 (27.4.1～27.9.30)	110	4,261,514	4,023,648	92.1%	94.4%
平成27年度 (27.10.1～28.3.31)	90	1,323,631	1,197,865	91.4%	90.5%
平成27年度 (27.4.1～28.3.31)	200	5,585,145	5,221,513	91.8%	93.5%
平成28年度 (28.4.1～28.9.30)	104	2,488,911	2,315,711	91.9%	93.0%
平成28年度 (28.10.1～29.3.31)	103	2,261,973	2,111,926	93.2%	93.4%
平成28年度 (28.4.1～29.3.31)	207	4,750,884	4,427,637	92.5%	93.2%
平成29年度 (29.4.1～29.9.30)	95	2,115,693	1,964,511	92.0%	92.9%

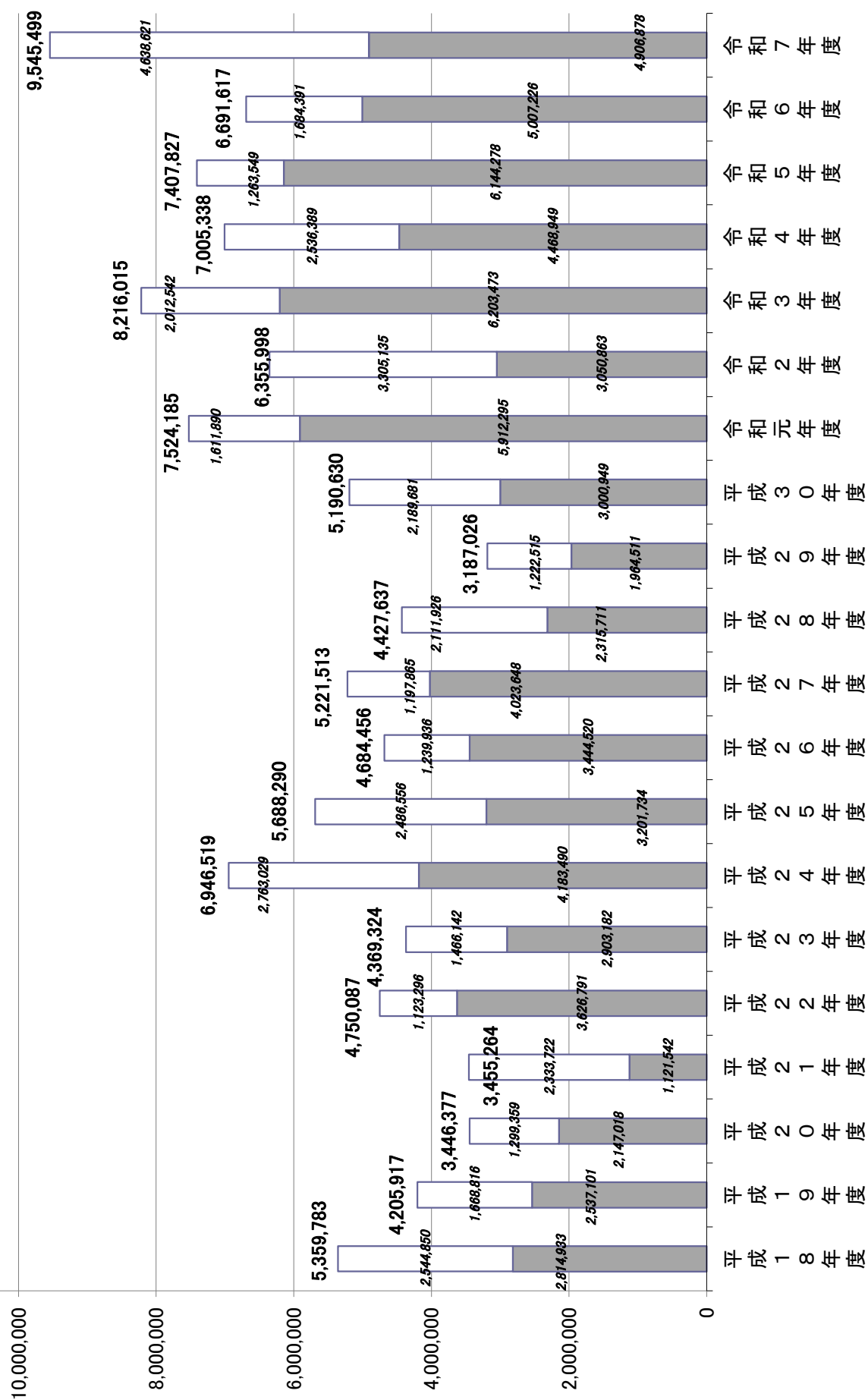
平成29年度 (29.10.1～30.3.31)	109	1,315,417	1,222,515	93.5%	92.9%
平成29年度 (29.4.1～30.3.31)	204	3,431,110	3,187,026	92.8%	92.9%
平成30年度 (30.4.1～30.9.30)	106	3,256,341	3,000,949	91.1%	92.2%
平成30年度 (30.10.1～31.3.31)	118	2,313,987	2,189,681	92.1%	94.6%
平成30年度 (30.4.1～31.3.31)	224	5,570,328	5,190,630	91.6%	93.2%
令和元年度 (31.4.1～1.9.30)	154	6,323,581	5,912,295	92.8%	93.5%
令和元年度 (31.10.1～2.3.31)	95	1,709,796	1,611,890	91.7%	94.3%
令和元年度 (31.4.1～2.3.31)	249	8,033,377	7,524,185	92.4%	93.7%
令和2年度 (2.4.1～2.9.30)	126	3,295,918	3,050,863	92.0%	92.6%
令和2年度 (2.10.1～3.3.31)	118	3,515,008	3,305,135	92.2%	94.0%
令和2年度 (2.4.1～3.3.31)	244	6,810,926	6,355,998	92.1%	93.3%
令和3年度 (3.4.1～3.9.30)	115	6,518,094	6,203,473	93.0%	95.2%
令和3年度 (3.10.1～4.3.31)	136	2,179,158	2,012,542	91.8%	92.4%
令和3年度 (3.4.1～4.3.31)	251	8,697,252	8,216,015	92.4%	94.5%
令和4年度 (4.4.1～4.9.30)	132	4,759,436	4,468,949	92.1%	93.9%
令和4年度 (4.10.1～5.3.31)	101	2,770,552	2,536,389	91.1%	91.5%
令和4年度 (4.4.1～5.3.31)	233	7,529,988	7,005,338	91.7%	93.0%
令和5年度 (5.4.1～5.9.30)	144	6,554,046	6,144,278	92.2%	93.7%
令和5年度 (5.10.1～6.3.31)	91	1,374,732	1,263,549	91.7%	91.9%
令和5年度 (5.4.1～6.3.31)	235	7,928,778	7,407,827	92.0%	93.4%
令和6年度 (6.4.1～6.9.30)	132	5,374,275	5,007,226	93.2%	93.2%
令和6年度 (6.10.1～7.3.31)	89	1,828,395	1,684,391	90.9%	92.1%
令和6年度 (6.4.1～7.3.31)	221	7,202,670	6,691,617	92.3%	92.9%
令和7年度 (7.4.1～7.9.30)	111	5,294,086	4,906,878	92.0%	92.7%
令和7年度 (7.10.1～8.3.31)	82	4,921,279	4,638,621	91.3%	94.3%
令和7年度 (7.4.1～8.3.31)	193	10,215,365	9,545,499	91.7%	93.4%

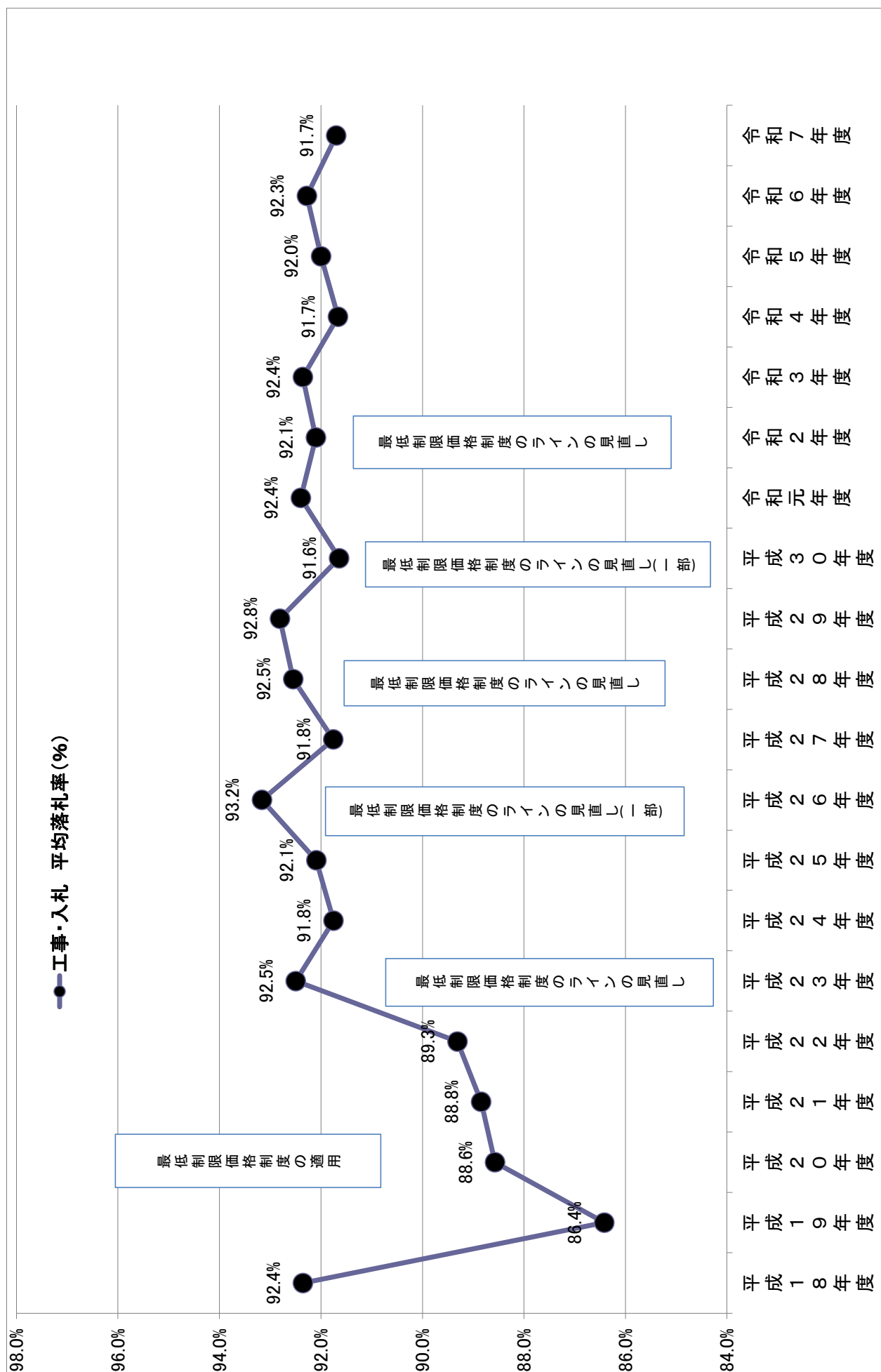


工事・入札 契約金額計(千円)

■ (4月～9月)

□ (10月～3月)

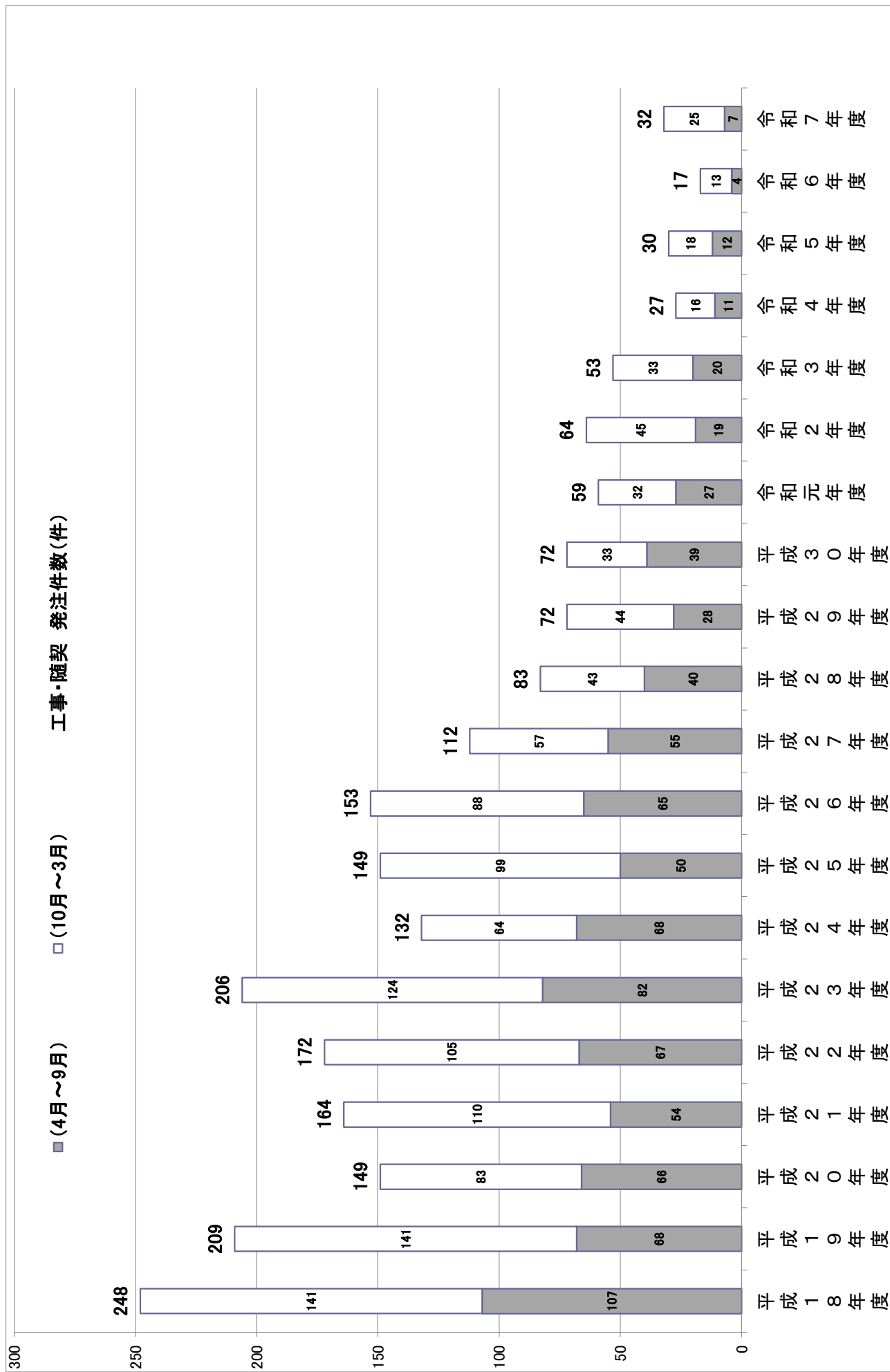


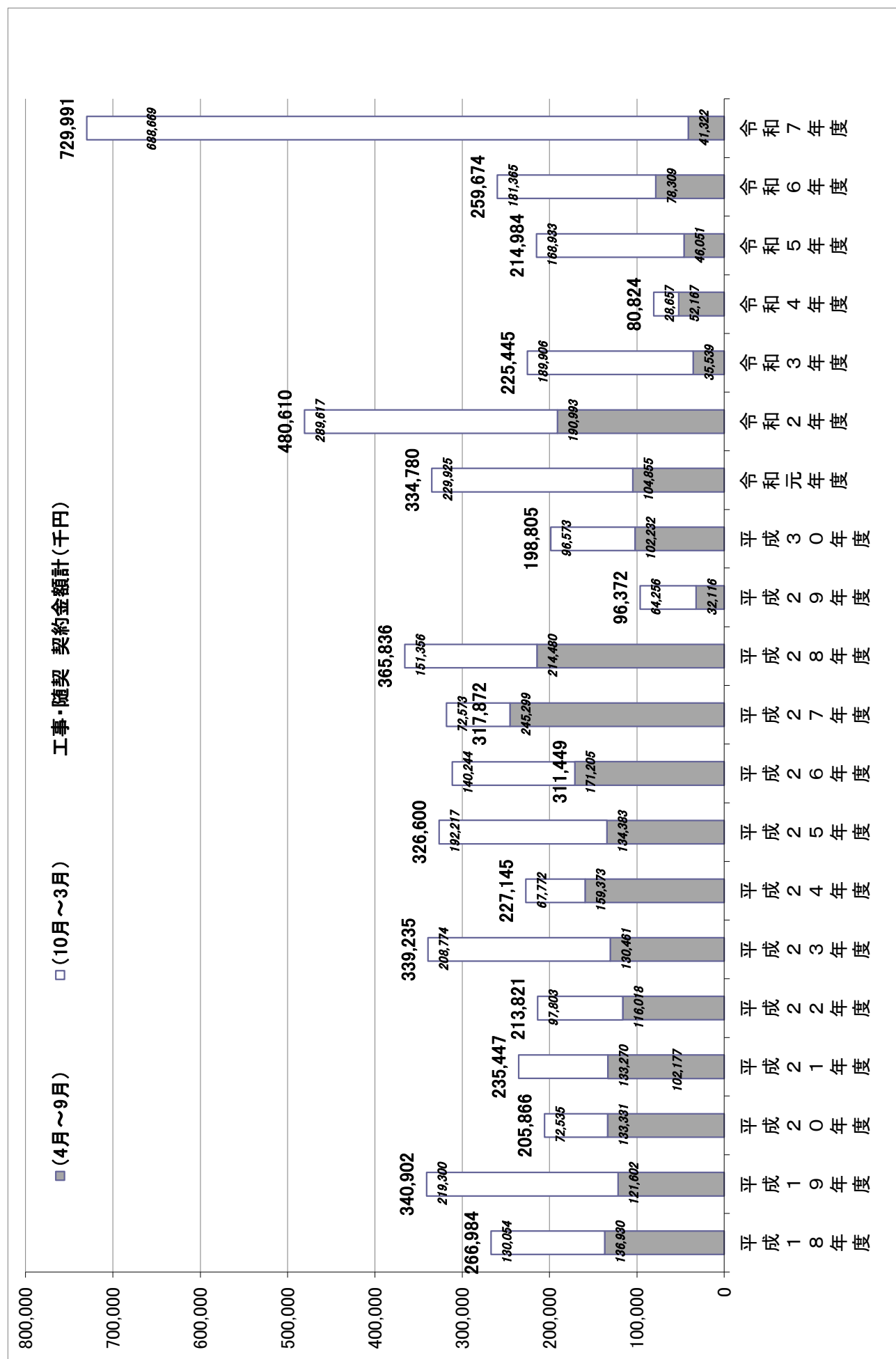


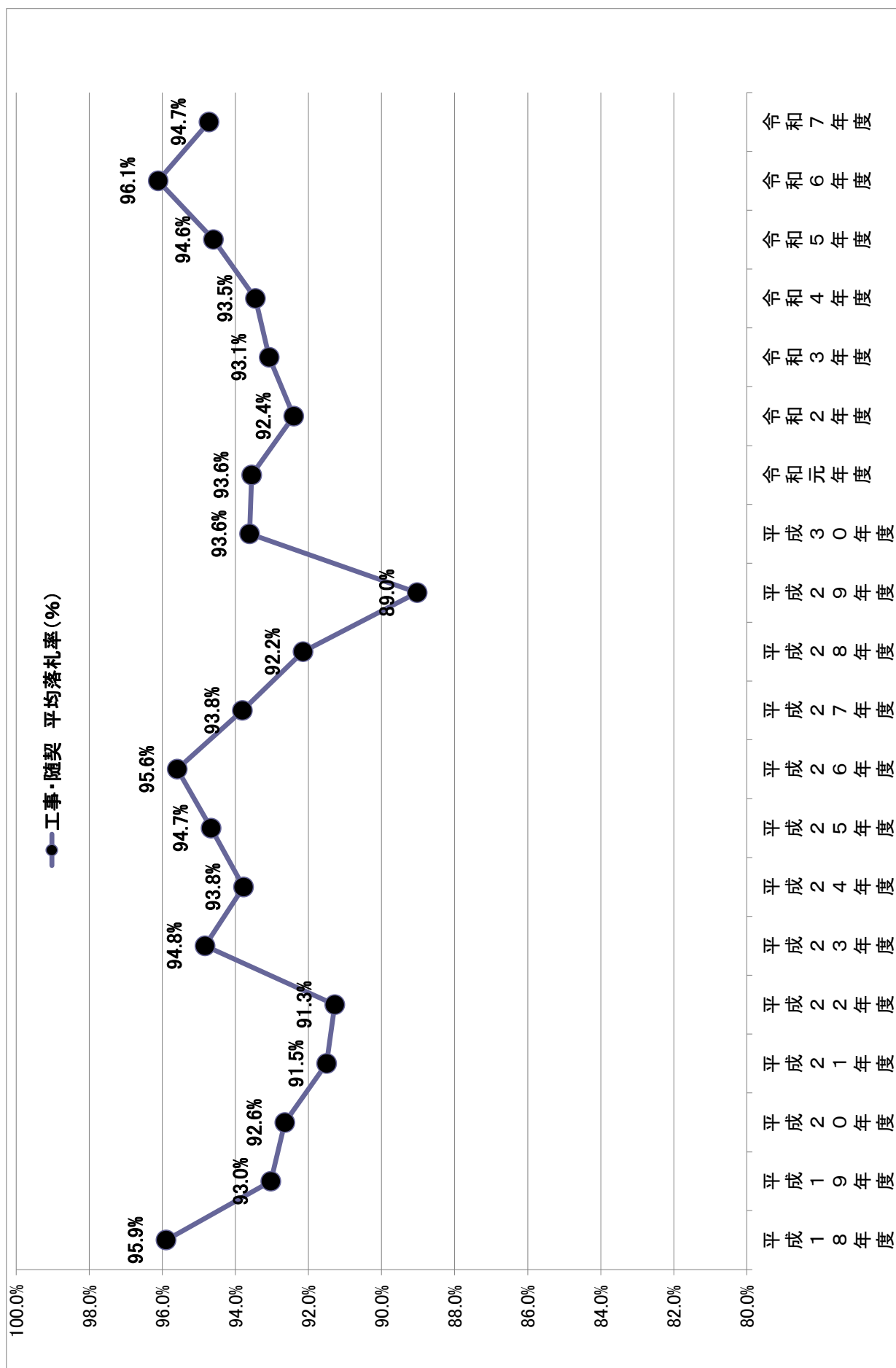
2 工事・随契

	発注件数 (件)	予定価格計 (千円)	契約金額計 (千円)	平均落札率	加重平均
平成16年度 (16.4.1～16.9.30)	99	136,970	135,138	98.1%	98.7%
平成16年度 (16.10.1～17.3.31)	150	151,294	148,802	97.8%	98.4%
平成16年度 (16.4.1～17.3.31)	249	288,264	283,940	97.9%	98.5%
平成17年度 (17.4.1～17.9.30)	85	204,936	202,119	97.5%	98.6%
平成17年度 (17.10.1～18.3.31)	161	272,657	266,096	96.5%	97.6%
平成17年度 (17.4.1～18.3.31)	246	477,593	468,215	96.8%	98.0%
平成18年度 (18.4.1～18.9.30)	107	141,490	136,930	96.0%	96.8%
平成18年度 (18.10.1～19.3.31)	141	135,231	130,054	95.8%	96.2%
平成18年度 (19.4.1～20.3.31)	248	276,721	266,984	95.9%	96.5%
平成19年度 (19.4.1～19.9.30)	68	128,865	121,602	93.4%	94.4%
平成19年度 (19.10.1～20.3.31)	141	231,555	219,300	92.8%	94.7%
平成19年度 (19.4.1～20.3.31)	209	360,420	340,902	93.0%	94.6%
平成20年度 (20.4.1～20.9.30)	66	137,866	133,331	93.3%	96.7%
平成20年度 (20.10.1～21.3.31)	83	78,735	72,535	92.2%	92.1%
平成20年度 (20.4.1～21.3.31)	149	216,601	205,866	92.6%	95.0%
平成21年度 (21.4.1～21.9.30)	54	138,947	133,270	88.5%	95.9%
平成21年度 (21.10.1～22.3.31)	110	109,453	102,177	93.0%	93.4%
平成21年度 (21.4.1～22.3.31)	164	248,400	235,447	91.5%	94.8%
平成22年度 (22.4.1～22.9.30)	67	120,908	116,018	91.1%	96.0%
平成22年度 (22.10.1～23.3.31)	105	105,962	97,803	91.4%	92.3%
平成22年度 (22.4.1～23.3.31)	172	226,870	213,821	91.3%	94.2%
平成23年度 (23.4.1～23.9.30)	82	135,061	130,461	93.5%	96.6%
平成23年度 (23.10.1～24.3.31)	124	213,945	208,774	95.7%	97.6%
平成23年度 (23.4.1～24.3.31)	206	349,006	339,235	94.8%	97.2%
平成24年度 (24.4.1～24.9.30)	68	165,593	159,373	94.8%	96.2%
平成24年度 (24.10.1～25.3.31)	64	72,582	67,772	92.7%	93.4%
平成24年度 (24.4.1～25.3.31)	132	238,175	227,145	93.8%	95.4%
平成25年度 (25.4.1～25.9.30)	50	140,885	134,383	94.4%	95.4%
平成25年度 (25.10.1～26.3.31)	99	197,976	192,217	94.8%	97.1%
平成25年度 (25.4.1～26.3.31)	149	338,861	326,600	94.7%	96.4%
平成26年度 (26.4.1～26.9.30)	65	177,695	171,205	94.2%	96.3%
平成26年度 (26.10.1～27.3.31)	88	143,419	140,244	96.6%	97.8%
平成26年度 (26.4.1～27.3.31)	153	536,837	311,449	95.6%	58.0%
平成27年度 (27.4.1～27.9.30)	55	256,731	245,299	92.7%	95.5%
平成27年度 (27.10.1～28.3.31)	57	75,567	72,573	94.9%	96.0%
平成27年度 (27.4.1～28.3.31)	112	332,298	317,872	93.8%	95.7%
平成28年度 (28.4.1～28.9.30)	40	229,797	214,480	91.5%	93.3%
平成28年度 (28.10.1～29.3.31)	43	165,690	151,356	92.8%	91.3%
平成28年度 (28.4.1～29.3.31)	83	395,487	365,836	92.2%	92.5%
平成29年度 (29.4.1～29.9.30)	28	37,198	32,116	83.1%	86.3%

平成29年度 (29.10.1～30.3.31)	44	67,594	64,256	92.8%	95.1%
平成29年度 (29.4.1～30.3.31)	72	104,792	96,372	89.0%	92.0%
平成30年度 (30.4.1～30.9.30)	39	107,248	102,232	92.9%	95.3%
平成30年度 (30.10.1～31.3.31)	33	102,349	96,573	94.5%	94.4%
平成30年度 (30.4.1～31.3.31)	72	209,597	198,805	93.6%	94.9%
令和元年度 (31.4.1～1.9.30)	27	106,679	104,855	93.0%	98.3%
令和元年度 (31.10.1～2.3.31)	32	235,029	229,925	94.0%	97.8%
令和元年度 (31.4.1～2.3.31)	59	341,708	334,780	93.6%	98.0%
令和2年度 (2.4.1～2.9.30)	19	193,722	190,993	90.4%	98.6%
令和2年度 (2.10.1～3.3.31)	45	294,603	289,617	93.3%	98.3%
令和2年度 (2.4.1～3.3.31)	64	488,325	480,610	92.4%	98.4%
令和3年度 (3.4.1～3.9.30)	20	40,015	35,539	87.8%	88.8%
令和3年度 (3.10.1～4.3.31)	33	193,744	189,906	96.3%	98.0%
令和3年度 (3.4.1～4.3.31)	84	528,340	516,149	91.3%	97.7%
令和4年度 (4.4.1～4.9.30)	11	53,550	52,167	89.1%	97.4%
令和4年度 (4.10.1～5.3.31)	16	29,448	28,657	96.4%	97.3%
令和4年度 (4.4.1～5.3.31)	27	82,998	80,824	93.5%	97.4%
令和5年度 (5.4.1～5.9.30)	12	47,170	46,051	93.3%	97.6%
令和5年度 (5.10.1～6.3.31)	18	171,238	168,933	95.4%	98.7%
令和5年度 (5.4.1～6.3.31)	30	218,408	214,984	94.6%	98.4%
令和6年度 (6.4.1～6.9.30)	4	78,557	78,309	98.1%	99.7%
令和6年度 (6.10.1～7.3.31)	13	186,512	181,365	95.5%	97.2%
令和6年度 (6.4.1～7.3.31)	17	265,069	259,674	96.1%	98.0%
令和7年度 (7.4.1～7.9.30)	7	43,080	41,322	85.1%	95.9%
令和7年度 (7.10.1～8.3.31)	25	690,772	688,669	97.4%	99.7%
令和7年度 (7.4.1～8.3.31)	32	733,852	729,991	94.7%	99.5%



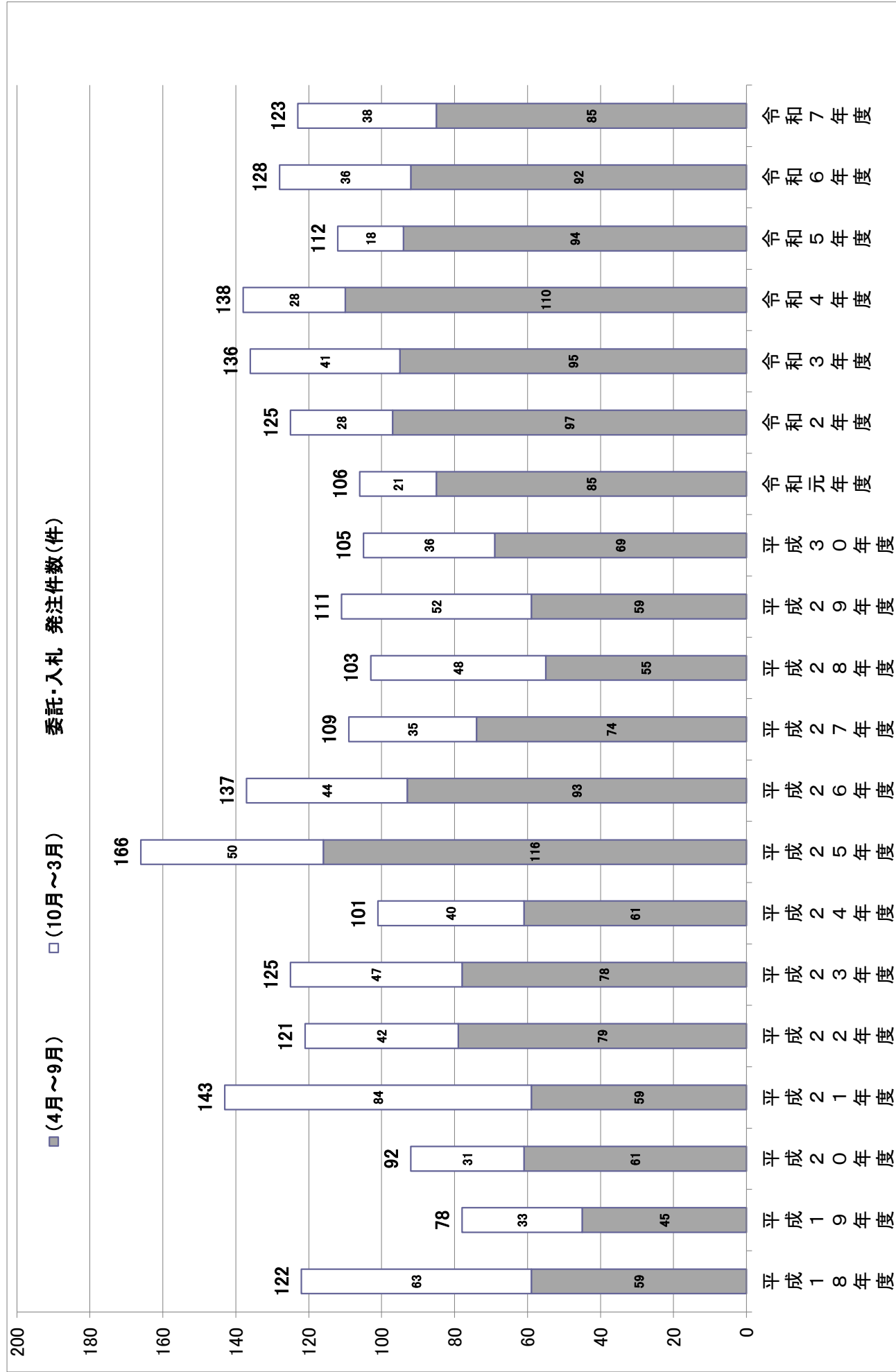


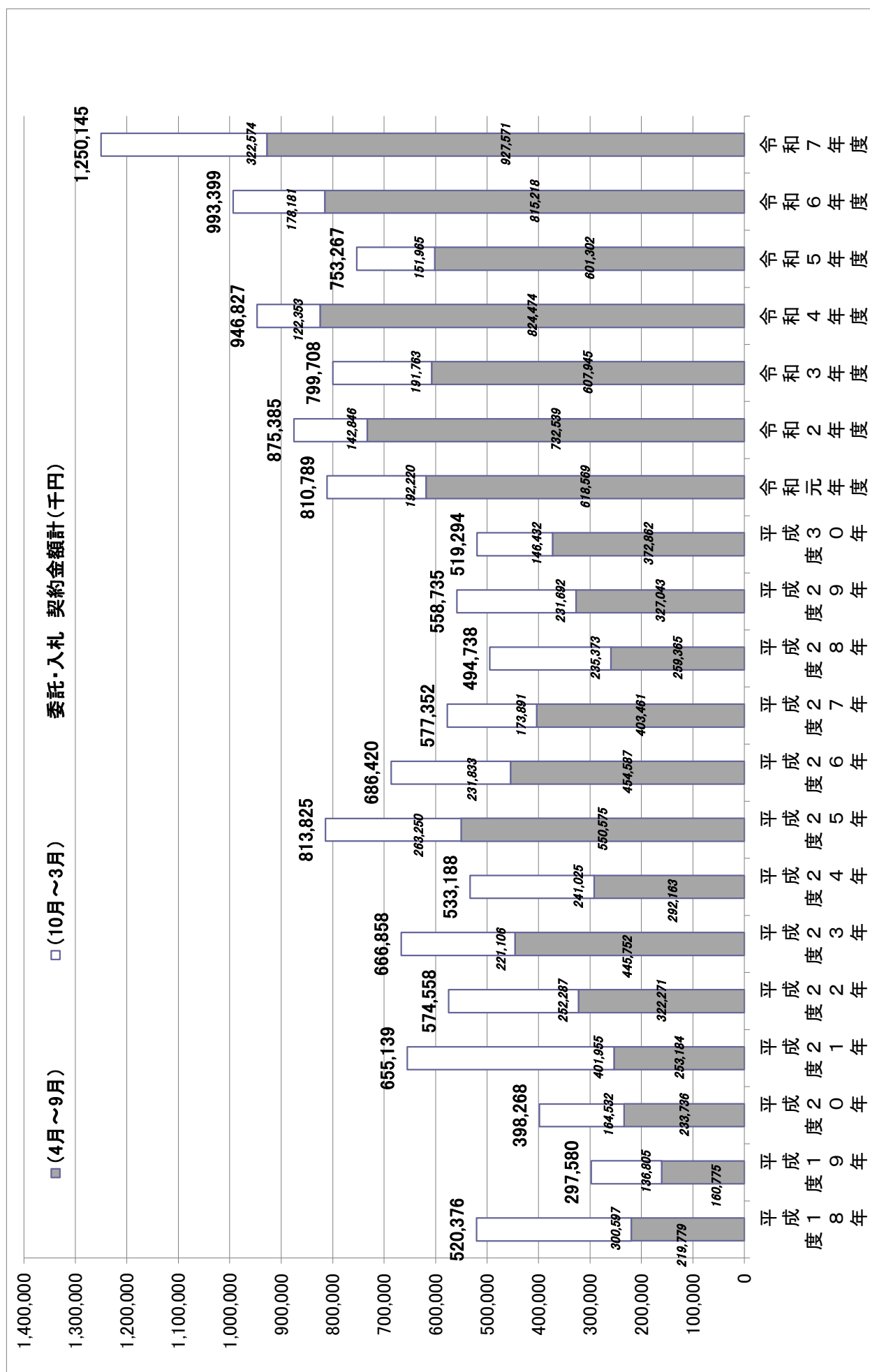


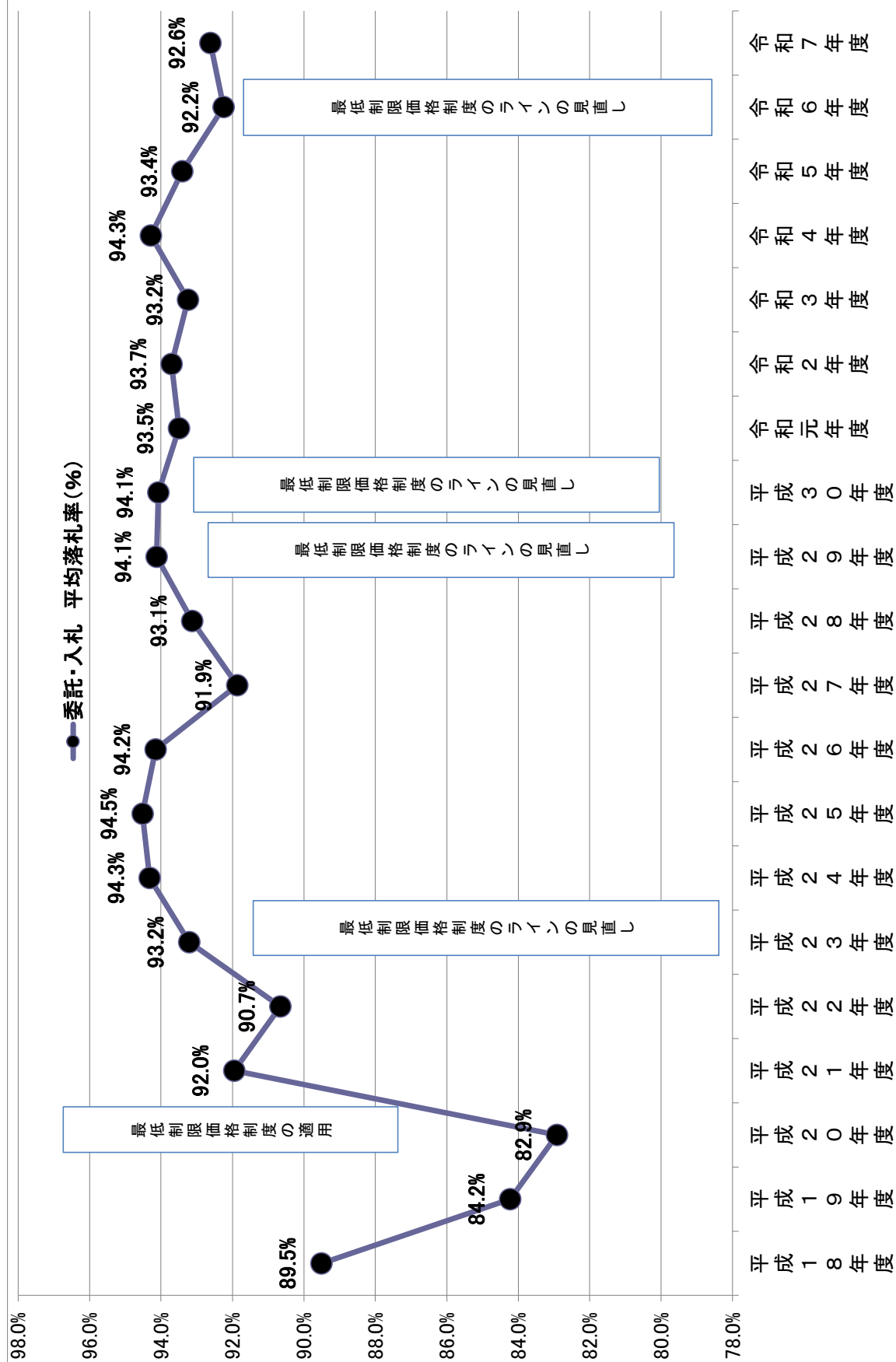
3 委託・入札

	発注件数 (件)	予定価格計 (千円)	契約金額計 (千円)	平均落札率	加重平均
平成16年度 (16.4.1～16.9.30)	49	221,063	206,766	93.0%	93.5%
平成16年度 (16.10.1～17.3.31)	22	103,592	99,708	96.0%	96.3%
平成16年度 (16.4.1～17.3.31)	71	324,655	306,474	93.9%	94.4%
平成17年度 (17.4.1～17.9.30)	52	208,911	199,690	94.9%	95.6%
平成17年度 (17.10.1～18.3.31)	44	276,905	267,950	96.3%	96.8%
平成17年度 (17.4.1～18.3.31)	96	485,816	467,640	95.5%	96.3%
平成18年度 (18.4.1～18.9.30)	59	258,114	219,779	88.8%	85.1%
平成18年度 (18.10.1～19.3.31)	63	350,346	300,597	90.2%	85.8%
平成18年度 (19.4.1～20.3.31)	122	608,460	520,376	89.5%	85.5%
平成19年度 (19.4.1～19.9.30)	45	185,139	160,775	87.8%	86.8%
平成19年度 (19.10.1～20.3.31)	33	189,243	136,805	79.3%	72.3%
平成19年度 (19.4.1～20.3.31)	78	374,382	297,580	84.2%	79.5%
平成20年度 (20.4.1～20.9.30)	61	333,176	233,736	81.5%	70.2%
平成20年度 (20.10.1～21.3.31)	31	204,469	164,532	85.7%	80.5%
平成20年度 (20.4.1～21.3.31)	92	537,645	398,268	82.9%	74.1%
平成21年度 (21.4.1～21.9.30)	59	288,685	253,184	90.1%	87.7%
平成21年度 (21.10.1～22.3.31)	84	439,422	401,955	93.3%	91.5%
平成21年度 (21.4.1～22.3.31)	143	728,107	655,139	92.0%	90.0%
平成22年度 (22.4.1～22.9.30)	79	359,898	322,271	91.2%	89.5%
平成22年度 (22.10.1～23.3.31)	42	281,386	252,287	89.7%	89.7%
平成22年度 (22.4.1～23.3.31)	121	641,284	574,558	90.7%	89.6%
平成23年度 (23.4.1～23.9.30)	78	489,706	445,752	93.1%	91.0%
平成23年度 (23.10.1～24.3.31)	47	238,620	221,106	93.3%	92.7%
平成23年度 (23.4.1～24.3.31)	125	728,326	666,858	93.2%	91.6%
平成24年度 (24.4.1～24.9.30)	61	308,188	292,163	94.1%	94.8%
平成24年度 (24.10.1～25.3.31)	40	260,630	241,025	94.6%	92.5%
平成24年度 (24.4.1～25.3.31)	101	568,818	533,188	94.3%	93.7%
平成25年度 (25.4.1～25.9.30)	116	589,562	550,575	94.6%	93.4%
平成25年度 (25.10.1～26.3.31)	50	279,422	263,250	94.2%	94.2%
平成25年度 (25.4.1～26.3.31)	166	868,984	813,825	94.5%	93.7%
平成26年度 (26.4.1～26.9.30)	93	490,433	454,587	94.1%	92.7%
平成26年度 (26.10.1～27.3.31)	44	246,748	231,833	94.4%	94.0%
平成26年度 (26.4.1～27.3.31)	137	737,182	686,420	94.2%	93.1%
平成27年度 (27.4.1～27.9.30)	74	449,069	403,461	92.0%	89.8%
平成27年度 (27.10.1～28.3.31)	35	191,827	173,891	91.7%	90.6%
平成27年度 (27.4.1～28.3.31)	109	640,896	577,352	91.9%	90.1%
平成28年度 (28.4.1～28.9.30)	55	277,760	259,365	93.3%	93.4%
平成28年度 (28.10.1～29.3.31)	48	253,125	235,373	92.9%	93.0%
平成28年度 (28.4.1～29.3.31)	103	530,885	494,738	93.1%	93.2%
平成29年度 (29.4.1～29.9.30)	59	348,669	327,043	93.9%	93.8%

平成29年度 (29.10.1～30.3.31)	52	245,125	231,692	94.4%	94.5%
平成29年度 (29.4.1～30.3.31)	111	593,734	558,735	94.1%	94.1%
平成30年度 (30.4.1～30.9.30)	69	395,981	372,862	94.3%	94.2%
平成30年度 (30.10.1～31.3.31)	36	155,155	146,432	93.6%	94.4%
平成30年度 (30.4.1～31.3.31)	105	551,136	519,294	94.1%	94.2%
令和元年度 (31.4.1～1.9.30)	85	697,044	618,569	93.4%	88.7%
令和元年度 (31.10.1～2.3.31)	21	205,037	192,220	94.3%	93.7%
令和元年度 (31.4.1～2.3.31)	106	902,081	810,789	93.5%	89.9%
令和2年度 (2.4.1～2.9.30)	97	776,599	732,539	93.9%	94.3%
令和2年度 (2.10.1～3.3.31)	28	159,613	142,846	92.9%	89.5%
令和2年度 (2.4.1～3.3.31)	125	936,212	875,385	93.7%	93.5%
令和3年度 (3.4.1～3.9.30)	95	663,951	607,945	92.7%	91.6%
令和3年度 (3.10.1～4.3.31)	41	202,682	191,763	94.5%	94.6%
令和3年度 (3.4.1～4.3.31)	136	866,633	799,708	93.2%	92.3%
令和4年度 (4.4.1～4.9.30)	110	869,583	824,474	94.5%	94.8%
令和4年度 (4.10.1～5.3.31)	28	130,498	122,353	93.3%	93.8%
令和4年度 (4.4.1～5.3.31)	138	1,000,081	946,827	94.3%	94.7%
令和5年度 (5.4.1～5.9.30)	94	644,041	601,302	93.2%	93.4%
令和5年度 (5.10.1～6.3.31)	18	160,932	151,965	94.2%	94.4%
令和5年度 (5.4.1～6.3.31)	112	804,973	753,267	93.4%	93.6%
令和6年度 (6.4.1～6.9.30)	92	880,562	815,218	91.8%	92.6%
令和6年度 (6.10.1～7.3.31)	36	190,791	178,181	93.4%	93.4%
令和6年度 (6.4.1～7.3.31)	128	1,071,353	993,399	92.2%	92.7%
令和7年度 (7.4.1～7.9.30)	85	993,122	927,571	92.3%	93.4%
令和7年度 (7.10.1～8.3.31)	38	348,637	322,574	93.3%	92.5%
令和7年度 (7.4.1～8.3.31)	123	1341759	1,250,145	92.6%	93.2%



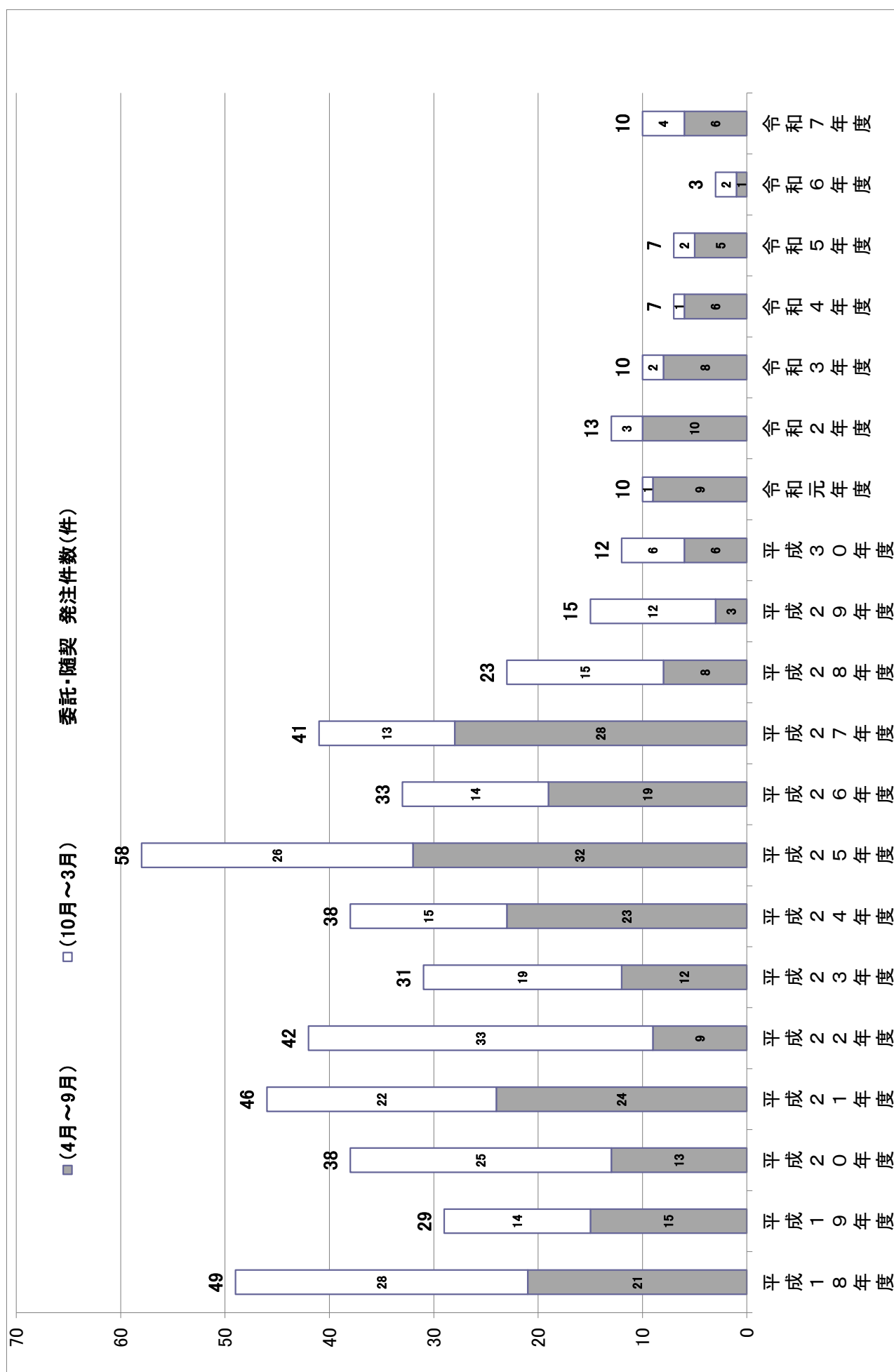


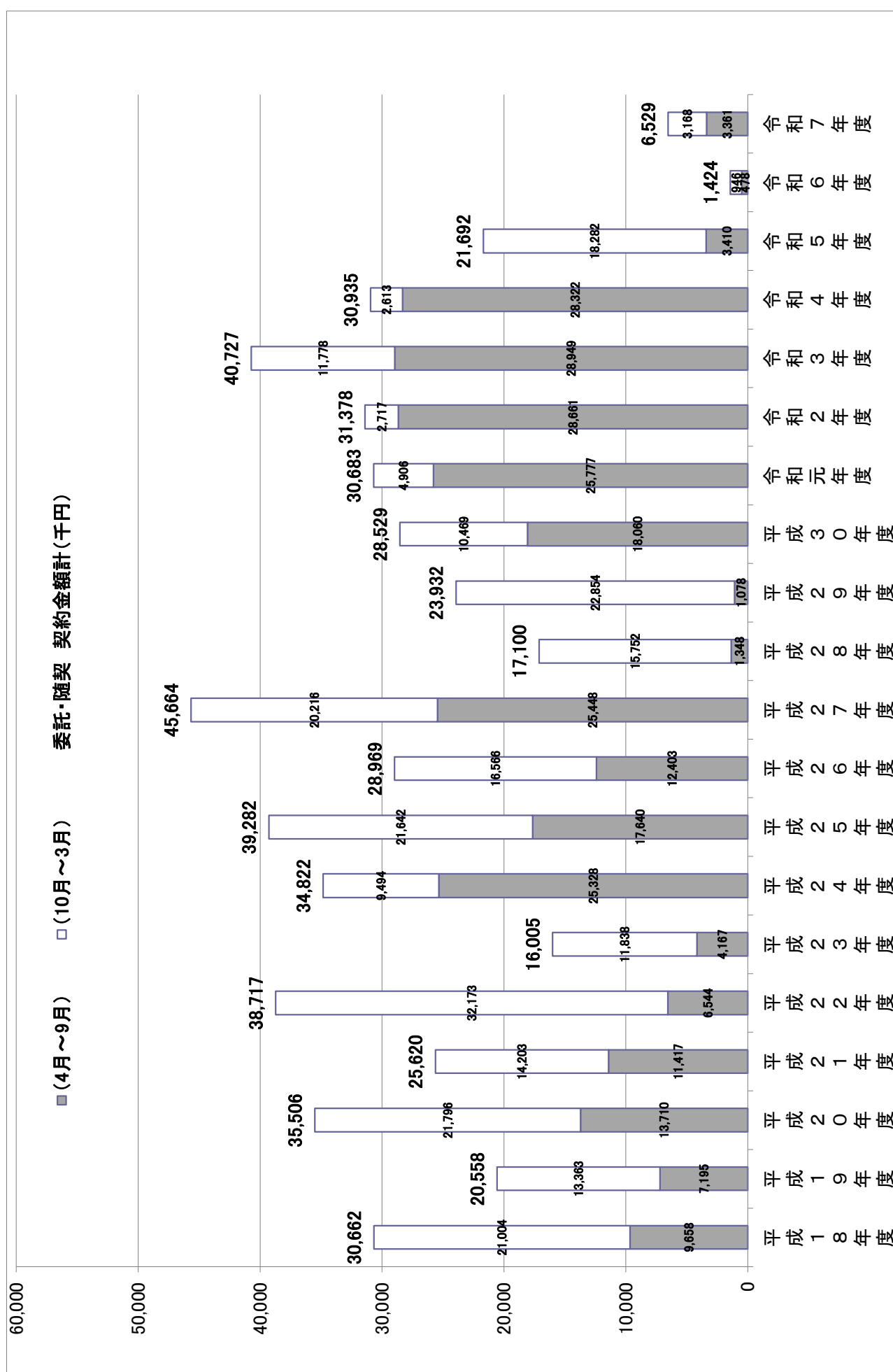


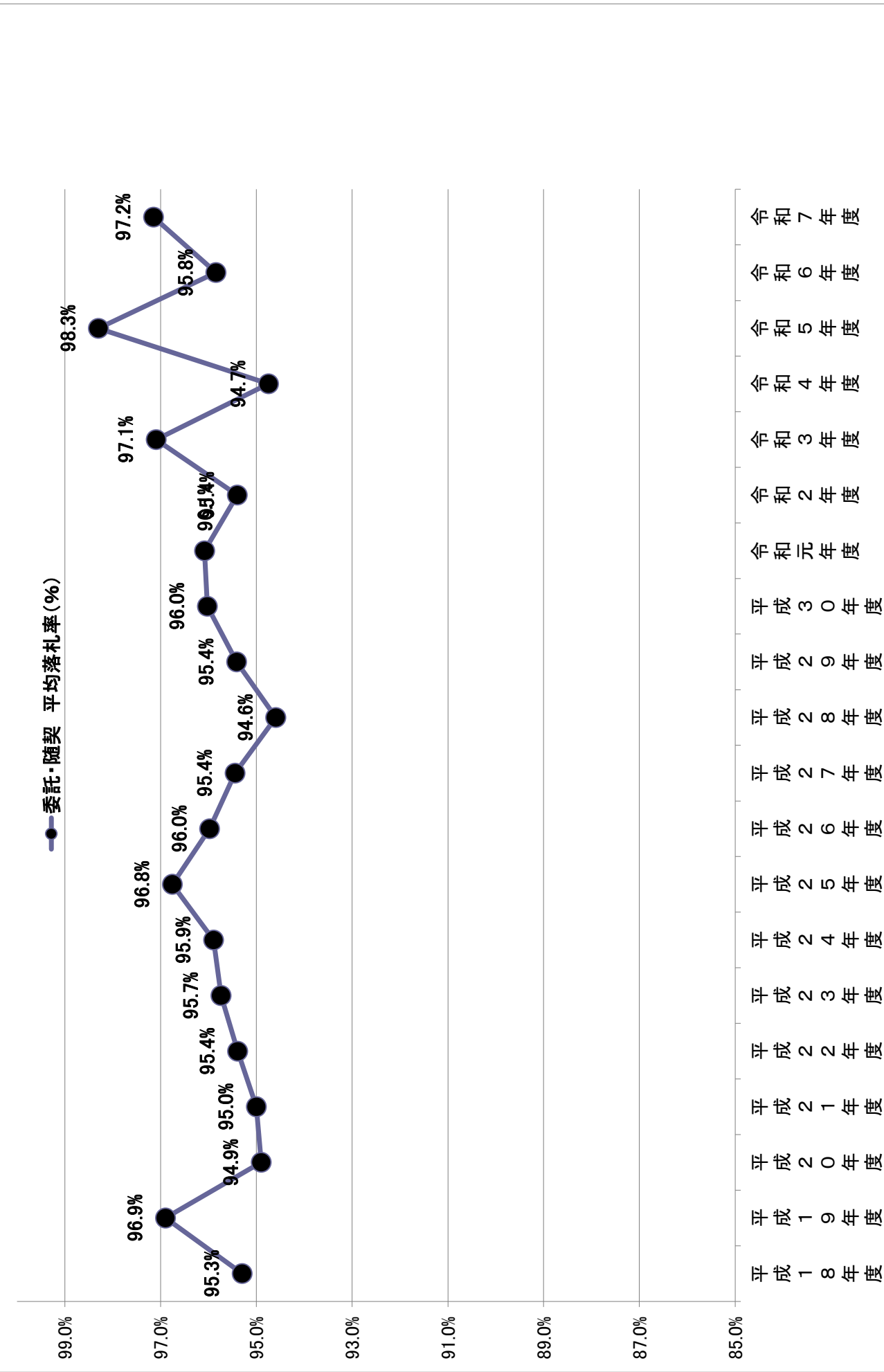
4 委託・随契

	発注件数 (件)	予定価格計 (千円)	契約金額計 (千円)	平均落札率	加重平均
平成16年度 (16.4.1～16.9.30)	8	22,561	22,456	98.6%	99.5%
平成16年度 (16.10.1～17.3.31)	26	47,038	45,890	96.5%	97.6%
平成16年度 (16.4.1～17.3.31)	34	69,599	68,346	97.0%	98.2%
平成17年度 (17.4.1～17.9.30)	11	32,438	31,978	98.5%	98.6%
平成17年度 (17.10.1～18.3.31)	28	54,603	53,409	95.9%	97.8%
平成17年度 (17.4.1～18.3.31)	39	87,041	85,387	96.6%	98.1%
平成18年度 (18.4.1～18.9.30)	21	9,841	9,658	95.0%	98.1%
平成18年度 (18.10.1～19.3.31)	28	21,543	21,004	95.5%	97.5%
平成18年度 (19.4.1～20.3.31)	49	31,384	30,662	95.3%	97.7%
平成19年度 (19.4.1～19.9.30)	15	7,419	7,195	96.5%	97.0%
平成19年度 (19.10.1～20.3.31)	14	13,623	13,363	97.3%	98.1%
平成19年度 (19.4.1～20.3.31)	29	21,042	20,558	96.9%	97.7%
平成20年度 (20.4.1～20.9.30)	13	13,911	13,710	94.9%	98.6%
平成20年度 (20.10.1～21.3.31)	25	22,394	21,796	94.9%	97.3%
平成20年度 (20.4.1～21.3.31)	38	36,305	35,506	94.9%	97.8%
平成21年度 (21.4.1～21.9.30)	24	11,893	11,417	95.5%	96.0%
平成21年度 (21.10.1～22.3.31)	22	14,629	14,203	94.5%	97.1%
平成21年度 (21.4.1～22.3.31)	46	26,522	25,620	95.0%	96.6%
平成22年度 (22.4.1～22.9.30)	9	7,031	6,544	89.5%	93.1%
平成22年度 (22.10.1～23.3.31)	33	32,980	32,173	97.0%	97.6%
平成22年度 (22.4.1～23.3.31)	42	40,011	38,717	95.4%	96.8%
平成23年度 (23.4.1～23.9.30)	12	4,309	4,167	95.8%	96.7%
平成23年度 (23.10.1～24.3.31)	19	12,098	11,838	95.7%	97.9%
平成23年度 (23.4.1～24.3.31)	31	16,407	16,005	95.7%	97.5%
平成24年度 (24.4.1～24.9.30)	23	25,843	25,328	95.1%	98.0%
平成24年度 (24.10.1～25.3.31)	15	9,630	9,494	97.1%	98.6%
平成24年度 (24.4.1～25.3.31)	38	35,473	34,822	95.9%	98.2%
平成25年度 (25.4.1～25.9.30)	32	18,288	17,640	95.1%	96.5%
平成25年度 (25.10.1～26.3.31)	26	21,760	21,642	98.7%	99.5%
平成25年度 (25.4.1～26.3.31)	58	40,048	39,282	96.8%	98.1%
平成26年度 (26.4.1～26.9.30)	19	12,713	12,403	95.0%	97.6%
平成26年度 (26.10.1～27.3.31)	14	16,730	16,566	97.3%	99.0%
平成26年度 (26.4.1～27.3.31)	33	29,443	28,969	96.0%	98.4%
平成27年度 (27.4.1～27.9.30)	28	25,779	25,448	95.7%	98.7%
平成27年度 (27.10.1～28.3.31)	13	20,582	20,216	94.9%	98.2%
平成27年度 (27.4.1～28.3.31)	41	46,361	45,664	95.4%	98.5%
平成28年度 (28.4.1～28.9.30)	8	1,413	1,348	91.9%	95.4%
平成28年度 (28.10.1～29.3.31)	15	15,967	15,752	96.0%	98.7%
平成28年度 (28.4.1～29.3.31)	23	17,380	17,100	94.6%	98.4%
平成29年度 (29.4.1～29.9.30)	3	1,078	1,078	87.9%	92.1%

平成29年度 (29.10.1～30.3.31)	12	23,394	22,854	97.3%	97.7%
平成29年度 (29.4.1～30.3.31)	15	24,565	23,932	95.4%	97.4%
平成30年度 (30.4.1～30.9.30)	6	18,462	18,060	93.4%	97.8%
平成30年度 (30.10.1～31.3.31)	6	10,513	10,469	98.6%	99.6%
平成30年度 (30.4.1～31.3.31)	12	28,975	28,529	96.0%	98.5%
令和元年度 (31.4.1～1.9.30)	9	25,859	25,777	95.7%	99.7%
令和元年度 (31.10.1～2.3.31)	1	4,914	4,906	99.8%	99.8%
令和元年度 (31.4.1～2.3.31)	10	30,773	30,683	96.1%	99.7%
令和2年度 (2.4.1～2.9.30)	10	28,969	28,661	95.2%	98.9%
令和2年度 (2.10.1～3.3.31)	3	2,927	2,717	96.3%	92.8%
令和2年度 (2.4.1～3.3.31)	13	31,896	31,378	95.4%	98.4%
令和3年度 (3.4.1～3.9.30)	8	34,814	28,949	96.4%	83.2%
令和3年度 (3.10.1～4.3.31)	2	11,780	11,778	100.0%	100.0%
令和3年度 (3.4.1～4.3.31)	10	46,594	40,727	97.1%	87.4%
令和4年度 (4.4.1～4.9.30)	6	28,508	28,322	94.2%	99.3%
令和4年度 (4.10.1～5.3.31)	1	2,666	2,613	98.0%	98.0%
令和4年度 (4.4.1～5.3.31)	7	31,174	30,935	94.7%	99.2%
令和5年度 (5.4.1～5.9.30)	5	3,456	3,410	98.0%	98.7%
令和5年度 (5.10.1～6.3.31)	2	18,349	18,282	99.0%	99.6%
令和5年度 (5.4.1～6.3.31)	7	21,805	21,692	98.3%	99.5%
令和6年度 (6.4.1～6.9.30)	1	496	478	96.5%	96.4%
令和6年度 (6.9.1～7.3.31)	2	990	946	95.5%	95.6%
令和6年度 (6.4.1～7.3.31)	3	1,486	1,424	95.8%	95.8%
令和7年度 (7.4.1～7.9.30)	6	3,485	3,360	96.7%	96.4%
令和7年度 (7.10.1～8.3.31)	4	3,232	3,168	97.8%	98.0%
令和7年度 (7.4.1～8.3.31)	10	6,717	6,528	97.2%	97.2%







【議事(3)資料】委員抽出案件・発注工事一覧表(様式2)
【米子市・工事】

※1号随契・・・小額随契 2号随契・・・特命随契 5号随契・・・緊急随契 6号随契・・・入札に付することが不利な場合 8号随契・・・入札に付すも入札者がないとき等の随契
《令和7年10月1日～令和8年3月31日契約分》 ※最終契約金額は、7月1日時点で工事が完成し、最終の契約金額が確定している場合のみ、記入しています。

No	課名	工事業種名	工事名	請負業者名	入札日	予定価格 (A)	当初 契約金額 (B)	差金 (A-B)	最終 契約金額	工期始	予定 工期終	完成日	入札方式	指名 者数	失格 者数	辞退 者数	落札率	備考	抽出委員
市1	こども施設課	建築一式工事 (一般)	米子市西・ねむの木こども園(仮称)新築建築主体工事	米子市西・ねむの木こども園(仮称)新築建築主体工事大松建設・津田建築・島津組特定	R7.9.5	R7.10.1	647,240,000	646,800,000	440,000	R7.10.1	R8.11.6		公募型指名競争入札	3	0	1	99.93%		松本委員
市2	こども政策課	土木一式工事 (一般)	美保地区養務教育学校整備事業に係る敷地造成工事	美保地区養務教育学校整備事業に係る敷地工事美保テクノス・ミデックJV	R7.9.2	R7.10.1	647,656,900	600,145,700	47,511,200	R7.10.1	R9.6.30		公募型指名競争入札	5	0	0	92.66%	くじひき	中島委員
市19	下水道整備課	土木一式工事 (一般)	彦名町富益町枝線その3工事	サイキ建設工業株式会社	R7.9.30	R7.10.9	38,226,100	38,225,000	1,100	R7.10.9	R8.7.31		工事希望型指名競争入札	1	0	0	100.00%		青戸委員 竹下委員
市21	下水道整備課	土木一式工事 (一般)	大沢川排水区ほか雨水管渠その2工事	株式会社 みたこ土建	R7.11.5	R7.11.14	103,065,600	103,059,000	6,600	R7.11.14	R8.12.25		工事希望型指名競争入札	2	0	1	99.99%	総合評価	竹下委員
市24	下水道整備課	土木一式工事 (維持補修)	下水道管施設修繕工事	株式会社 大翔	R8.3.12	R8.3.25	67,206,700	60,665,000	6,541,700	R8.4.1	R9.3.31		工事希望型指名競争入札	11	1	0	90.27%	くじひき	青戸委員
市25	観光課	土木一式工事 (一般)	米子港かわまちづくり計画土木造成工事その3	環境建設株式会社	R7.10.7	R7.10.17	73,560,300	73,150,000	410,300	R7.10.17	R8.5.29	R8.5.29	工事希望型指名競争入札	2	0	1	99.44%	総合評価	松本委員 竹下委員
市28	経営企画課	土木一式工事 (一般)	東福原地区雨水排水対策工事	イワタ建設株式会社	R7.10.9	R7.10.20	144,527,900	144,430,000	97,900	R7.10.20	R8.6.30	R8.6.30	随意契約8号	2	0	0	99.93%		松本委員 竹下委員
市29	住宅政策課	建築一式工事 (一般)	市営河崎住宅50R2棟長寿寿命化改善建築主体工事	市営河崎住宅50R2棟長寿寿命化改善建築主体工事大協組・岩崎組特定建設工事共同企	R7.9.5	R7.10.1	393,250,000	390,500,000	2,750,000	R7.10.1	R8.11.6		公募型指名競争入札	3	0	2	99.30%		青戸委員
市35	住宅政策課	管工事	市営上福原住宅ほか水道メーター取替工事	株式会社 エヌテック	R7.11.26	R7.12.3	6,534,000	6,534,000	0	R7.12.3	R8.3.6	R8.3.6	工事希望型指名競争入札	1	0	0	100.00%		青戸委員 竹下委員 齋藤委員
市38	住宅政策課	舗装工事	市営博労町住宅跡地整備工事	豊建設株式会社	R7.12.16	R7.12.23	3,122,900	3,113,000	9,900	R7.12.23	R8.3.31	R8.3.24	工事希望型指名競争入札	1	0	0	99.68%		青戸委員
市41	住宅政策課	建築一式工事 (一般)	市営大工町住宅空家修繕その7工事	公陽クレーン有限公司	R8.2.16	R8.2.19	1,782,000	1,408,000	374,000	R8.2.19	R8.3.26	R8.3.19	随意契約1号	2	0	0	79.01%		齋藤委員

【米子市・工事】

《令和7年10月1日～令和8年3月31日契約分》

※1号随契・・・少額随契 2号随契・・・特命随契 5号随契・・・緊急随契 6号随契・・・入札に付することが不利な場合

※最終契約金額は、7月1日時点で工事が完成し、最終の契約金額が確定している場合のみ、記入しています。

8号随契・・・入札に付すも入札者がないとき等の随契

No	課名	工事業種名	工事名	請負業者名	入札日	契約日	予定価格 (A)	当初 契約金額 (B)	差金 (A-B)	最終 契約金額	工期始	予定 工期終	完成日	入札方式	指名 者数	失格 者数	辞退 者数	落札率	備考	抽出委員
市44	地域振興課	管工事	夜見公民館学習室ほか空調 設備改修工事	大山電気株式会社	R7.10.21	R7.10.28	6,094,000	5,379,000	715,000	5,417,500	R7.10.28	R8.1.26	R8.1.26	工事希望型 指名競争入 札	6	3	1	88.27%		齋藤委員
市45	地域振興課	管工事	五千石公民館集会所ほか空 調設備改修工事	サンテックス株式会社	R7.10.21	R7.10.28	6,248,000	5,519,800	728,200	5,586,900	R7.10.28	R8.1.26	R8.1.26	工事希望型 指名競争入 札	6	3	1	88.35%		齋藤委員
市46	地域振興課	管工事	住吉公民館学習室ほか空調 設備改修工事	大山電気株式会社	R7.10.21	R7.10.28	6,996,000	6,199,600	796,400	6,238,100	R7.10.28	R8.1.26	R8.1.26	工事希望型 指名競争入 札	6	2	1	88.62%	くじひき	齋藤委員
市48	地域振興課	管工事	淀江支所冷却塔改修工事	株式会社 大丸水機	R7.9.24	R7.10.2	12,738,000	12,320,000	418,000	12,340,900	R7.10.2	R8.2.27	R8.2.27	工事希望型 指名競争入 札	1	0	0	96.72%		齋藤委員
市50	都市整備課	土木一式工事 (一般)	準用河川中間川改良工事	環境建設株式会社	R7.9.30	R7.10.9	33,921,800	33,770,000	151,800	43,664,500	R7.10.9	R8.3.27	R8.3.27	工事希望型 指名競争入 札	2	0	1	99.55%		青戸委員 竹下委員
市53	都市整備課	土木一式工事 (一般)	市道西福原新開西2号線側 溝改修工事	株式会社 タカハシ工業	R7.11.11	R7.11.21	24,195,600	24,178,000	17,600	25,580,500	R7.11.21	R8.5.29	R8.5.29	工事希望型 指名競争入 札	1	0	0	99.93%		青戸委員
市64	道路整備課	土木一式工事 (一般)	市道車尾田野橋熊常緑日野 橋格りよう補修工事(その1)	市道車尾田野橋熊常緑日 野橋格りよう補修工事 (その1) 金田工務店・ 松澤組特定建設工	R7.9.2	R7.10.1	440,129,800	404,096,000	36,033,800		R7.10.1	R8.9.30		公募型指名 競争入札	6	0	0	91.81%	くじひき	中島委員
市72	道路整備課	塗装工事(一 般)	市道河原2号線小路橋橋 りよう補修工事	有限会社 岩崎塗装店	R7.10.21	R7.10.30	43,242,100	38,688,100	4,554,000	42,942,900	R7.10.30	R8.3.31	R8.3.31	工事希望型 指名競争入 札	10	0	2	89.47%	くじひき	黒岩委員 青戸委員
市73	道路整備課	土木一式工事 (一般)	市道前地中島2号線改良工事	株式会社 タカハシ工業	R7.10.21	R7.10.30	12,048,300	11,990,000	58,300	15,803,700	R7.10.30	R8.4.28	R8.4.28	工事希望型 指名競争入 札	4	1	2	99.52%		青戸委員
市76	道路整備課	土木一式工事 (一般)	市道下和田西4号線改良舗 装工事	有限会社 橋尾建設	R7.11.11	R7.11.20	21,134,300	19,003,600	2,130,700	19,781,300	R7.11.20	R8.5.29	R8.5.29	工事希望型 指名競争入 札	3	1	1	89.92%		青戸委員
市80	道路整備課	土木一式工事 (一般)	八幡地内狭あい道路改良工 事	株式会社 松田管理	R7.11.26	R7.12.5	3,001,900	2,676,300	325,600	3,650,900	R7.12.5	R8.3.31	R8.3.31	工事希望型 指名競争入 札	5	2	2	89.15%		青戸委員
市84	道路整備課	土木一式工事 (一般)	市道米川左岸堤線ほか2路 線防護柵設置工事	有限会社 いけもと	R8.1.14	R8.1.21	16,965,300	15,229,500	1,735,800	17,636,300	R8.1.21	R8.6.12	R8.6.12	工事希望型 指名競争入 札	7	6	0	89.77%		青戸委員

【米子市・工事】 《令和7年10月1日～令和8年3月31日契約分》 ※1号随契・・・少額随契 2号随契・・・特命随契 5号随契・・・緊急随契 6号随契・・・入札に付することが不利な場合 8号随契・・・入札に付すも入札者がないとき等の随契 ※最終契約金額は、7月1日時点で工事が完成し、最終の契約金額が確定している場合のみ、記入しています。

No	課名	工事業種名	工事名	請負業者名	入札日	契約日	予定価格 (A)	当初 契約金額 (B)	差金 (A-B)	最終 契約金額	工期始	予定 工期終	完成日	入札方式	指名 者数	失格 者数	辞退 者数	落札率	備考	抽出委員
市90	道路整備課	土木一式工事 (維持補修)	市道等道路維持補修 (その 1) 工事	平井工業株式会社	R8.3.12	R8.3.24	65,951,600	59,534,200	6,417,400		R8.4.1	R9.3.31		工事希望型 指名競争入 札	14	2	0	90.27%	くじびき	青戸委員
市91	道路整備課	土木一式工事 (維持補修)	市道等道路維持補修 (その 2) 工事	有限会社 はりもと土建	R8.3.12	R8.3.24	64,990,200	58,659,700	6,330,500		R8.4.1	R9.3.31		工事希望型 指名競争入 札	13	4	0	90.26%	くじびき	青戸委員
市92	道路整備課	土木一式工事 (維持補修)	排水路等維持補修工事	株式会社 ミネ工業	R8.3.12	R8.3.24	51,989,300	46,798,400	5,190,900		R8.4.1	R9.3.31		工事希望型 指名競争入 札	18	4	1	90.02%	くじびき	青戸委員
市93	道路整備課	土木一式工事 (維持補修)	安全施設等維持補修工事	株式会社 タカハシ工業	R8.3.12	R8.3.24	11,992,200	10,627,100	1,365,100		R8.4.1	R9.3.31		工事希望型 指名競争入 札	13	3	1	88.62%	くじびき	青戸委員
市99	道路整備課	とび・土工・ コンクリート 工事 (交通安全施設)	市道防川西線ほか防護柵補 修工事	北斗興業株式会社	R8.3.24	R8.3.30	40,742,900	36,572,800	4,170,100		R8.3.30	R8.9.11		工事希望型 指名競争入 札	12	0	0	89.76%	くじびき	青戸委員
市101	農林課	土木一式工事 (一般)	大山広域農道木の実橋補修 工事	株式会社 ミテック	R7.10.15	R7.10.24	43,340,000	38,714,500	4,625,500	57,723,600		R8.4.30	R8.4.30	工事希望型 指名競争入 札	8	2	3	89.33%	くじびき	黒岩委員 竹下委員
市103	農林課	土木一式工事 (一般)	高尾谷ため池改修工事	株式会社 ミネ工業	R7.11.26	R7.12.3	19,229,100	19,228,000	1,100	22,346,500		R8.3.27	R8.3.27	工事希望型 指名競争入 札	1	0	0	99.99%		青戸委員
市106	農林課	土木一式工事 (維持補修)	土地改良施設等維持補修工 事	株式会社 マスハラ建設	R8.3.12	R8.3.24	20,489,700	18,261,100	2,228,600		R8.4.1	R9.3.31		工事希望型 指名競争入 札	13	4	0	89.12%	くじびき	青戸委員

No	課名	業種区分名	業務名	請負業者名	入札日	契約日	予定価格 (A)	当初 契約金額 (B)	差金 (A-B)	最終 契約金額	工期始	予定 工期終	完了日	入札方式	指名 者数	失格 者数	辞退 者数	落札率	備考	抽出委員
委2	こども施設課	建築士	米子市西・ねむの木こども園（仮称）新築設備工事監理業務	株式会社 エクス・プラン	R7.9.25	R7.10.1	2,711,500	2,706,000	5,500		R7.10.1	R8.11.20		通常型指名競争入札	3	2	0	99.80%		青戸委員
委5	下水道施設課	建設コンサルタント	上福原ポンプ場耐震耐水診断業務委託	中日本建設コンサルタンツ株式会社鳥取事務所	R7.10.28	R7.11.6	27,963,000	24,200,000	3,663,000	24,200,000	R7.11.6	R8.3.25	R8.3.25	通常型指名競争入札	9	0	6	86.85%		中島委員

No	課名	工事業種名	工事名	請負業者名	入札日	契約日	予定価格 (A)	当初 契約金額 (B)	差金 (A-B)	最終 契約金額	工期始	予定 工期終	完成日	入札方式	指名 者数	失格 者数	辞退 者数	落札率	備考	抽出委員
水4課	水道設計監理	水道施設工事	車尾南一丁目菅公学生服新工場付近配水管布設替工事	株式会社シンセイ	R7.10.2	R7.10.14	81,092,000	79,530,000	1,562,000	81,072,200	R7.10.14	R8.3.20	R8.3.19	工事希望型指名競争入札	3	0	0	98.07%		中島委員
水10課	水道設計監理	水道施設工事	橋本視原地区排水路改良（その3）に伴う配水管布設替工事	有限会社三和水道工業所	R7.10.16	R7.10.27	2,233,000	2,174,700	58,300	888,800	R7.10.27	R8.3.19	R8.3.17	工事希望型指名競争入札	2	0	0	97.39%		黒岩委員

米子市総合評価方式による競争入札の評価方法について

1 対象工事

5, 000万円以上の土木一式（一般）A級の建設工事

2 総合評価に係る評価項目

本市における総合評価に係る評価については、以下の項目を数値化し、各項目の評価点数を加算または減算し、評価点数の合計値が最も高い者を落札者としている。

（1）入札額

入札書に記載された額

（2）事業者の工事成績

当該入札の公表の日の属する年度の3年度前の4月1日から前年度の3月31日までの間に完成検査を行った米子市が発注した800万円以上の土木一式（一般）の工事成績の平均点

（3）配置予定技術者の工事成績

主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者が従事した工事成績で、当該入札の公表の日の属する年度の3年度前の4月1日から当該入札の公表の日までの間に完成検査を行った米子市が発注した800万円以上の土木一式（一般）の工事成績

（4）その他の評価項目

当該年度における各事業者の受注実績及び指名停止措置や低価格入札者への減点

3 評価項目の採点方法

（1）評価点数の算定方法

$(\text{入札価格点数} \times 0.7) + (\text{工事成績点数} \times 0.3) - \text{その他の評価項目}$

（2）入札評価点数

$\text{当該入札の最低入札額} \div \text{入札者の入札額} \times 100$

（3）工事成績点数

ア 入札者の工事成績

$(\text{技術者成績} \times 0.3 + \text{事業者成績} \times 0.7)$

※過去の工事成績に70点以下のものがある場合、1件につき1点を減ずる。

※技術者成績又は事業者成績の実績が無いものは基礎点とする。（令和8年度は86点）

イ 当該入札における入札者のうち最高の工事成績（計算式は上記アのとおり）

ウ 計算方法

$\text{入札者の工事成績} \div \text{当該入札における入札者のうち最高の工事成績} \times 100$

（4）その他の評価項目

ア 受注実績による減点

$1 \text{ 点} \times \text{前年度における平均受注額に対する当該年度における受注額の割合}$

イ 指名停止措置による減点

ウ 低価格入札者である事業者への減点

57

地方自治法施行令条文（抜粋）

昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号

第五章 財務

第六節 契約

（随意契約）

第 167 条の 2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

＜参考＞ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項		
第 1 号	予定価格が、次の金額を超えないとき。	
	種 別	金 額
	工事又は製造の請負(印刷製を含む。)	2 0 0 万円
	財産の買入れ(消耗品等物品購入を含む。)	1 5 0 万円
	物件の借入れ(リース・レンタルを含む。)	8 0 万円
	財産の売払い	5 0 万円
	物件の貸付け	3 0 万円
	上記以外のもの(各種委託業務を含む。)	1 0 0 万円
第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。	
第 3 号	身体障害者更生施設等と契約規則等で定める手続により契約をするとき。	
第 4 号	新事業分野開拓者として認定を受けた者と契約規則等で定める手続により契約をするとき。	
第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	
第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。	
第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結する見込みのあるとき。	
第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	
第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。	

（一般競争入札のくじによる落札者の決定）

第 167 条の 9 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

○米子市建設工事等入札・契約審議会条例

平成17年7月25日条例第220号

米子市建設工事等入札・契約審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市における建設工事等の入札及び契約の透明性及び公平性を確保し、その適正な執行を図るため、米子市建設工事等入札・契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 本市が発注する建設工事及び測量、設計、監理及び地質調査の業務の入札及び契約(以下この条において「入札及び契約」という。)に関する制度並びにその運用状況に関すること。
 - (2) 入札及び契約に係る苦情の処理状況に関すること。
 - (3) 談合その他入札及び契約に係る不正行為に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、入札及び契約に関し必要な事項
- 2 前項に定めるもののほか、審議会は、入札及び契約に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、入札及び契約に関し公正な判断を行うことができ、かつ、人格及び識見に優れていると認められる者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。